

平成十年農林水産省令第八十三号

種苗法施行規則

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第六項、第四条第二項、第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第二項及び第三項、第十一条第一項、第十八条第三項、第二十条第二項第一号、第二十一条第三項、第二十二条第二項、第三十八条第一項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条第一項並びに第五十条第一項第六号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、種苗法施行規則（昭和五十三年農林水産省令第十七号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（農林水産植物の区分）

第一条 種苗法（以下「法」という。）第二条第七項の農林水産省令で定める区分は、別表第一の左欄に掲げるとおりとし、各区分に属する農林水産植物は、それぞれ相当中欄に掲げるとおりとする。

（永年性植物の種類）

第二条 法第四条第二項の農林水産省令で定める農林水産植物の種類は、木本の植物とする。

（書面の用語等）

第三条 法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下「品種登録出願」という。）に関する書面は、次項及び第三項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、出願者及び同条第二項に規定する出願品種（以下「出願品種」という。）の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願品種の名称については、ローマ字を用いることができる。

2 品種登録出願に関する書面は、農林水産植物の種類の名に於いては、ローマ字で書かなければならない。

3 委任状その他の書面であつて、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

第四条 削除

（願書の記載事項等）

第五条 法第五条第一項第二号の農林水産植物の種類については、別表第二に掲げる出願品種の属する種又は属の学名及び和名を記載するものとする。ただし、同表に出願品種の属する種又は属が掲げられていない場合に於ては、その属する種又は属を特定することができる学名及び和名並びにこれらを特定するために必要な事項を記載するものとする。

2 法第五条第一項の願書には、重要な性質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならないもの以外のもので農林水産大臣が定めて公示する重要な性質については、出願者が当該重要な性質に係る特性が第七条第一項第一号に該当しないと認める場合には、当該特性を記載しないことができる。

3 法第五条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 出願品種が外国に対する品種登録出願に相当する出願をした品種である場合には、当該出願をした国名及び当該出願に係る名称

二 出願者が法第十一条第一項の規定により優先権を主張する場合には、その旨並びに最先の締約国出願をした国名（政府間機関の場合に於ては、その名称）及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願（その者が特定国に属する場合に於ては、当該特定国出願。以下「最先の特定国出願」という。）をした国名及び特定国出願日

三 出願品種の種苗又は收穫物が、出願の前日に業として譲渡されていた場合（試験若しくは研究のために譲渡されていた場合又は育成者の意に反して譲渡されていた場合を除く。）に於ては、日本国内における最初の譲渡の日並びに外国における最初の譲渡の日及び当該譲渡を行つた国

四 提出物件及び添付書類の目録

五 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）第十条の確認書の番号

六 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第十二条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）第十四条の確認書の番号

七 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十七条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）第十六条の確認書の番号

八 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十五条第二項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）第十八条の確認書の番号

九 花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第二百二号）第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び花きの振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第六十四号）第六条の確認書の番号

十 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第四十二条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）第二十一条の確認書の番号

4 願書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

（願書に添付する書面）

第六条 法第五条第一項の願書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、第四号の書面は、出願の際に添付できない場合には、出願の日の翌日から起算して三月以内に提出することができる。

一 出願者の全部又は一部が出願品種の育成をした者以外の者であるときは、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面

二 代理人により出願するときは、その権限を証明する書面

三 出願者が外国人であるときは、次に掲げる書面

イ 出願者が日本国内に住所又は居所（法人に於ては、営業所。以下この号において「住所等」という。）を有するときは、出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面

ロ 法第十条第一号又は第二号の場合には、出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面

ハ 法第十条第三号の場合には、出願者が同号に規定する国の国籍を有することを証明する書面、当該国が日本国民に対し品種の育成に關してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に關する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めることを証明する書面を含む。）及び当該国が出願に係る品種につき品種の育成に關する保護を認めるものであることを証明する書面

ニ 法第十条第四号の場合には、出願者が日本国以外の同号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面

四 出願者が法第十一条第一項の規定により優先権を主張するときは、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があつたことを証明する書面

（説明書の記載事項等）

第七条 法第五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項第四号の特性のうちそれにより他の植物体と明確に区別されることとなる特性

二 出願品種の育成及び繁殖の方法

三 種子又は種菌を種苗としない品種にあつては、出願品種の植物体の保存の状況

四 出願品種の主たる用途及び栽培上の留意事項

2 説明書は、別記様式第二号により作成しなければならない。

3 法第五条第二項の写真は、同条第一項第四号の特性（写真に撮ることができないものを除く。）により出願品種の植物体と他の植物体とが明確に区別されることが確認できるものでなければならない。

（出願料の額等）

第八条 法第六条第一項の農林水産省令で定める額は、一万四千元とする。

2 出願料は、願書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。

（出願者の名義の変更の届出）

第九条 法第七条第二項又は第三項の届出は、それぞれ別記様式第三号又は様式第四号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第七条第二項の届出は、出願者の名義が変更される前のすべての出願者及び出願者の名義の変更を受けようとする者が共同してしなければならない。

3 品種登録により発生することとなる育成者権について持分の定めがあるとき、法第二十三条第二項の定めがあるとき、又は民法第二百六十四条において準用する同法第二百五十六条第一項ただし書の契約があるときは、第一項の届出書にその旨を記載しなければならない。

4 第一項の届出書には、第二項の出願者の名義の変更を受けようとする者又は法第七条第三項の一般承継人が出願者の承継人であることを証明する書面を添付しなければならない。

（在外者の手続の特例）

第九条の二 法第十条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、同項に規定する品種登録管理人を有する在外者（法人にあつては、その代表者）が日本国に滞在している場合とする。

（優先権を主張した出願に係る資料の提出の特例）

第十条 法第十一条第一項の規定により優先権を主張した出願者は、当該優先権を主張した出願に関し法第十五条第一項の規定により資料の提出を求めたときは、締約国出願日又は特定国出願日の翌日から起算して三年を経過する日までに当該資料を提出しなければならない。ただし、最先の締約国出願若しくは最先の特定国出願が拒絶され、若しくは出願者が最先の締約国出願若しくは最先の特定国出願を取り下げ、若しくは放棄した場合又は農林水産大臣が当該三年を経過する日後の日を指定した場合は、この限りでない。

（品種登録出願の取下げ等）

第十一条 品種登録出願の取下げは別記様式第五号により、品種登録出願の放棄は別記様式第六号によりしなければならない。

（出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等）

第十一条の二 法第十五条第二項又は第十五条の二第二項の現地調査又は栽培試験（以下単に「現地調査又は栽培試験」という。）は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれらと比較する方法により行う。ただし、法第五条第二項の規定により同条第二項の願書に添付される資料が次に掲げる事項に係る現地調査又は栽培試験に代わると認められる場合は、この限りでない。

一 出願品種及び対照品種の植物体の特性（第五条第二項の規定により出願者が願書に記載していないものを除く。）

二 出願品種に係る法第三条第一項各号に掲げる要件

2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第六号の二によりしなければならない。

4 農林水産大臣は、法第十五条第二項の現地調査若しくは栽培試験又は法第十五条の二第四項の規定による通知により、法第三条第一項各号に掲げる要件を備えているかどうか判断できない

と認める場合であつて追加の現地調査又は栽培試験が必要と認めるときは、追加の現地調査又は栽培試験を行うものとする。

（出願品種の現地調査又は栽培試験の手数料等）

第十一条の三 出願者が法第十五条の三第二項の規定により国（研究機構が法第十五条の二第一項の規定による現地調査を行う場合にあつては、研究機構。以下この項において同じ。）に納付しなければならない法第十五条第二項又は第十五条の二第二項の現地調査に係る手数料の額は、四万五千元に、農林水産大臣が定めて出願者に通知する現地調査の実施計画において定められた国の職員が現地に赴く回数乗じて得た金額とする。

2 出願者が法第十五条の三第一項の規定により国（研究機構が法第十五条の二第一項の規定による栽培試験を行う場合にあつては、研究機構。第五項において同じ。）に納付しなければならない法第十五条第二項又は第十五条の二第二項の栽培試験に係る手数料の額は、栽培試験一回につき次に掲げる額の合計額とする。この場合において、別表第三の三の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種について、同表の中欄に掲げる特別な調査を要する重要な形質に係る特性のみを栽培試験により調査するときは、第一号の額を、当該合計額から控除する。

一 別表第三の一の上欄に掲げる農林水産植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

二 別表第三の三の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種について、同表の中欄に掲げる特別な調査を要する重要な形質に係る特性を栽培試験に要する重要な形質に係る特性を栽培試験により調査する場合には、同表の上欄に掲げる農林水産植物の区分及び同表の中欄に掲げる当該重要な形質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の特性を調査する場合にあつては、その合計額）

前条第四項の規定による追加の栽培試験を行う場合における前項の規定の適用については、別表第三の二の下欄中「五年」とあるのは「二年」と、「四年」とあるのは「二年」と、「三年」とあるのは「一年」と、「二年」とあるのは「一年」とする。

4 法第十五条の三第一項の規定により国に納付する手数料は別記様式第六号の三による手数料納付書に収入印紙を貼付して納付し、同項の規定により研究機構に納付する手数料は研究機構の口座に払い込むことによつて納付しなければならない。

5 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の区分に属する品種（上記以外の区分の項に属する品種は除く。）に係る法第十五条の三第一項の規定により国に納付する手数料は手数料の額の計算の基礎となる各年ごとに、納付することができる。

6 法第十五条の三第二項の規定により手数料の額を通知する場合には、併せて、納付期限及び納付方法を通知するものとする。

（意見書の様式）

第十二条 法第十七条第三項の意見書は、別記様式第七号により作成しなければならない。

（審査特性の訂正請求の手続）

第十二条の二 法第十七条の二第二項の規定による求め（以下「訂正請求」という。）は、同条第一項の規定による通知に係る書面を送付された日から起算して三十日以内に、別記様式第七号の二によりしなければならない。

2 訂正請求には、法第十七条の二第二項の規定により通知された審査特性のうち訂正請求をする特性について、出願者が願書に記載した特性が事実であることを証明する資料を添付しなければならない。

（審査特性の訂正に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等）

第十二条の三 法第十七条の二第六項において準用する現地調査又は栽培試験は、前条第二項の審査特性のうち訂正請求がされた特性について調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第十七条の二第六項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第十七条の二第六項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第七号の三によりなければならない。

4 第十一条の三の規定は、法第十七条の二第三項の規定による調査に係る手数料について準用する。

(品種登録に係る公示事項)

第十三条 法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録品種の審査特性の概要

二 登録品種の育成をした者の氏名

三 出願公表の年月日

(品種登録証の交付)

第十四条 農林水産大臣は、品種登録をしたときは、育成者権者に登録品種の審査特性を記載した書面を添えて品種登録証を交付するものとする。

2 前項の品種登録証は、別記様式第八号による。

(従属品種を育成する方法)

第十五条 法第二十条第二項第一号の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 変異体の選抜

二 戻し交雑

三 遺伝子組換え

四 細胞融合(非対称融合に限る。)

五 ゲノム編集(遺伝子組換えを除く。)

(輸出等の行為に係る制限の届出書)

第十六条 法第二十一条の二第一項の規定による届出(第一号に係るものに限る。)は別記様式第八号の二により、同項の規定による届出(第二号に係るものに限る。)は別記様式第八号の三によりしなければならない。

2 法第二十一条の二第一項の規定による届出(第一号に係るものに限る。)について、指定国がない場合には、届出書にその旨を記載しなければならない。

3 法第二十一条の二第二項の規定による届出は、別記様式第八号の四又は様式第八号の五によりしなければならない。

(制限が付されている旨等の表示)

第十六条の二 法第二十一条の二第五項及び第六項に規定する同条第一項第一号又は第二号に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について公示がされている旨の表示は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一 同項第一号に規定する制限のみが付されている場合 次に掲げるもののいずれか

イ 「海外持出禁止(公示(農水省HP)参照)」の文字

ロ 「海外持出禁止(農林水産大臣公示有)」の文字

ハ 「〇〇のみ輸出可(公示(農水省HP)参照)」の文字(〇〇は、指定国名とする。以下同じ。)

ニ 「〇〇のみ輸出可(農林水産大臣公示有)」の文字

ホ 「利用制限あり(公示(農水省HP)参照)」の文字

二 同項第二号に規定する制限のみが付されている場合 次に掲げるもののいずれか

イ 「△△内のみ栽培可(公示(農水省HP)参照)」の文字(△△は、指定地域名とする。以下同じ。)

ロ 「△△内のみ栽培可(農林水産大臣公示有)」の文字

ハ 「利用制限あり(公示(農水省HP)参照)」の文字

三 同項第一号及び第二号に規定する制限が付されている場合 次に掲げるもののいずれか

イ 「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可(公示(農水省HP)参照)」の文字

ロ 「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可(農林水産大臣公示有)」の文字

ハ 「〇〇のみ輸出可及び△△内のみ栽培可(公示(農水省HP)参照)」の文字

ニ 「〇〇のみ輸出可及び△△内のみ栽培可(農林水産大臣公示有)」の文字

ホ 「利用制限あり(公示(農水省HP)参照)」の文字

(指定国又は指定地域の追加に係る届出書)

第十六条の三 法第二十一条の三第一項の規定による届出(同項の規定による指定国の追加に係るものに限る。)(別記様式第八号の六により、同項の規定による届出(同項による指定地域の追加に係るものに限る。))は別記様式第八号の七によりしなければならない。

2 法第二十一条の三第二項の規定による届出は、別記様式第八号の八又は様式第八号の九によりなければならない。

(届出の取下げに係る届出書)

第十六条の四 法第二十一条の四第一項の規定による届出(法第二十一条の二第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定による届出の取下げに係るものに限る。)(別記様式第八号の十により、法第二十一条の四第二項の規定による届出(法第二十一条の二第二項(第二号に係る部分に限る。))の規定による届出の取下げに係るものに限る。))は別記様式第八号の十一によりなければならない。

2 法第二十一条の四第二項の規定による届出は、別記様式第八号の十二又は様式第八号の十三によりなければならない。

(類似の農林水産植物の種類)

第十七条 法第二十一条第二項の農林水産省令で定める農林水産植物の種類は、登録品種が属する属の他の農林水産植物の種類とする。ただし、登録品種が属する農林水産植物の種類が、別表第四に掲げる農林水産植物に属する場合にあつては、当該農林水産植物と同一の名称審査区分に属する他の農林水産植物の種類とする。

(裁定申請書)

第十八条 法第二十八条第二項の裁定の申請は、別記様式第九号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(判定の求めの手続)

第十八条の二 法第三十五条の三第一項の規定による求めは、別記様式第九号の二によりしなければならない。

(判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等)

第十八条の三 法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験は、同条第一項の規定により判定を求めた品種の特性(同項の登録品種の審査特性に対応するものに限る。))について調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病虫害の発生その他の事情により法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第三十五条の三第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第九号の三によりしなければならない。

4 第十一号の場合においては、法第三十五条の三第二項の規定による調査に係る手数料について準用する。この場合においては、第十一号の三第四項中「別記様式第六号の三」とあるのは、「別記様式第九号の四」と読み替えるものとする。

(登録料の額等)

第十九条 法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。

各年の区分

各年の区分

各年の区分

各年の区分

各年の区分

各年の区分

各年の区分

金額	金額
毎年	四千五百円
毎年	三万円

2 登録料(法第四十五条第八項の割増登録料を含む。以下同じ。))は、別記様式第十号による品種登録料納付書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。

3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、前項の品種登録料納付書にその旨及び農林漁業有機物資源

のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則第十条の確認書の番号を記載しなければならない。

4 米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律第十二条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律施行規則第十四条の確認書の番号を記載しなければならない。

5 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十七条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則第十六条の確認書の番号を記載しなければならない。

6 福島復興再生特別措置法第六十五条第三項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則第十八条の確認書の番号を記載しなければならない。

7 花きの振興に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び花きの振興に関する法律施行規則第六条の確認書の番号を記載しなければならない。

8 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第四十二条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第二十一条の確認書の番号を記載しなければならない。

（登録品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等）

第十九条の二 法第四十七条第二項の現地調査若しくは栽培試験又は同条第三項において準用する現地調査若しくは栽培試験は、登録品種の特性（当該登録品種の審査特性に対応するものに限る。）について調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第四十七条第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第四十七条第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第十号の二によりしなければならない。

（証明等の請求の手続）

第二十条 法第五十三条第一項の規定により証明、品種登録簿の謄本若しくは抄本の交付又は書類の閲覧若しくは謄写の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 出願品種にあつては、品種登録出願の番号及び出願品種の名称

二 登録品種にあつては、品種登録の番号及び登録品種の名称

三 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所

四 請求事項

（手数料の額）

第二十一条 法第五十四条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	法第五十三条第一項第一号の規定により証明を請求する者	一件につき千五百円
二	法第五十三条第一項第二号の規定により品種登録簿の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円
三	法第五十三条第一項第三号の規定により品種登録簿の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき二百二十円
四	法第五十三条第一項第三号の規定により願書又はこれに添付した写真その他の資料の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき千五百円
2	手数料は、請求書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。	

（品種登録表示）

第二十一条の二 法第五十五条第一項及び第二項に規定する品種登録されている旨の表示は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一 「登録品種」の文字

二 「品種登録」の文字及びその品種登録の番号

三 別記様式第十号の三から様式第十号の六までに定める標章のいずれか（種苗業者の届出）

第二十二条 法第五十八条第一項の規定による届出は、別記様式第十一号による届出書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第五十八条第一項ただし書の農林水産省令で定める種苗業者は、都道府県及び指定種苗を専ら種苗業者以外の者に販売することを業とする者とする。

3 法第五十八条第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、営業所の所在地とする。

（指定種苗の表示事項）

第二十三条 法第五十九条第一項第四号の発芽率は、次の各号に掲げるところにより表示するものとする。

一 法第五十九条第一項第四号の採種の年月を表示する場合にあつては、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって、「何年何月現在 発芽率 何％以上」のように表示すること。

二 法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であつて、かつ、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって同号の発芽率を表示する場合にあつては、「何年何月現在 発芽率 何％以上」のように表示すること。

三 法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であつて、かつ、当該有効期限までの間保証する発芽率をもって同号の発芽率を表示する場合にあつては、「発芽率 何％以上」のように表示すること。

2 家庭園芸用種苗（その用途が専ら家庭園芸用であるものとして販売される種苗をいう。）であつて農林水産大臣の指定するものに係る法第五十九条第一項第四号の発芽率は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が定める方法により表示することができる。

3 法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であつて、農薬（農薬取締法第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第十四条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）

二 食用農林水産植物以外の農林水産植物の種苗であつて、農薬により病害虫の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含有する有効成分の種類

三 種菌については、製造の年月及び農林水産大臣の指定する有害菌類の有無

（身分を示す証明書）

第二十四条 法第六十二条第二項の証明書は、別記様式第十二号による。

2 法第六十三条第四項の証明書は、別記様式第十三号による。

（指定種苗の集取の区分）

第二十五条 法第六十三条第一項の規定により農林水産大臣が研究機構又は独立行政法人家畜改良センターに、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させる場合の区分は、次の表のとおりとする。

指定種苗の区分	集取を行わせる独立行政法人
穀類、豆類、いも類、工芸農作物、野菜、果樹、花き及び芝草	研究機構
飼料作物	独立行政法人家畜改良センター

（検査の結果の報告）

第二十六条 法第六十三条第三項の規定による検査の結果の報告は、検査の終了後遅滞なく、別記様式第十四号による報告書を農林水産大臣に提出してするものとする。

（報告）

第二十七条 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、指定種苗を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、報告を命じた場合にあつては第二号に掲げる事項を、書類の提出を命じた場合にあつては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 指定種苗を集取した種苗業者の氏名又は名称及び住所、指定種苗を集取した日時及び場所並びに検査の内容及び結果

二 報告を命じた種苗業者の氏名又は名称及び住所並びに当該種苗業者がした報告の内容

三 書類の提出を命じた種苗業者の氏名又は名称及び住所並びに当該種苗業者が提出した書類の種類

（権限の委任）

第二十八条 法第五十九条第四項及び第六十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限のうち、一の地方農政局の管轄区域内にのみ営業所を設けて種苗を販売する法第二条第六項に規定する種苗業者（一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗を販売するものを除く。）に関するものは、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第六十二条及び第六十五条の規定による農林水産大臣の権限（一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗を販売する法第二条第六項に規定する種苗業者に関するものを除く。）は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十年十二月二十四日）から施行する。

（指定種苗に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に改正前の種苗法施行規則（以下「旧規則」という。）第三条第二項の規定により農林水産大臣の指定を受けている家庭園芸用種苗は、改正後の種苗法施行規則（以下「新規則」という。）第二十三条第二項の規定により農林水産大臣が指定した家庭園芸用種苗とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧規則第三条第二項の規定により定められている方法は、新規則第二十三条第二項の規定により定められた方法とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に旧規則第三条第三項第二号の規定により農林水産大臣の指定を受けている有害菌類は、新規則第二十三条第三項第二号の規定により農林水産大臣が指定した有害菌類とみなす。

附 則 （平成二二年一月三一日農林水産省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年九月一日農林水産省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年三月二二日農林水産省令第五九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下「承認等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 （平成一四年三月八日農林水産省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年三月二五日農林水産省令第一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一六年三月一八日農林水産省令第一八号）

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 （平成一六年二月一〇日農林水産省令第九三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二〇日農林水産省令第七一号）

この省令は、平成十七年六月二十一日から施行する。

附 則 （平成一七年六月一七日農林水産省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年二月一日農林水産省令第一九号）

この省令は、種苗法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年五月三〇日農林水産省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定、第四条第一項の改正規定、別記様式第一号の改正規定及び別記様式第二号の改正規定は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則

（平成一八年八月一日農林水産省令第七〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 農業を営む者で種苗法第二十一条第二項の政令で定めるものに該当するものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第四第二号に掲げる植物の種類に属する登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。以下同じ。）、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種又は当該登録品種に係る同法第二十条第二項各号に掲げる品種の種苗を用いて收穫物を得、その收穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、この省令の施行後におけるその更に用いた種苗、これを用いて得た收穫物及びその收穫物に係る加工品の利用に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年四月二二日農林水産省令第四一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の種苗法施行規則別記様式第十二号及び別記様式第十三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の種苗法施行規則別記様式第十二号及び別記様式第十三号によるものとみなす。

附 則 （平成一九年四月二二日農林水産省令第四一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の種苗法施行規則別記様式第十二号及び別記様式第十三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の種苗法施行規則別記様式第十二号及び別記様式第十三号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一九年一〇月三日農林水産省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の種苗法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の種苗法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二〇年四月一日農林水産省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六一号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月一八日農林水産省令第一〇号）

この省令は、平成二一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年六月三〇日農林水産省令第四一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日農林水産省令第二五号）

この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年二月二八日農林水産省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

附 則（平成二三年三月二五日農林水産省令第二二〇号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月七日農林水産省令第九号）

この省令は、平成二四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年五月二九日農林水産省令第三三〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二五年三月七日農林水産省令第一〇号）

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年五月一〇日農林水産省令第三四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月二四日農林水産省令第一九号）

この省令は、平成二六年五月一日から施行する。

附 則（平成二六年一一月二七日農林水産省令第六四〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、法の施行の日（平成二六年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二七年二月一八日農林水産省令第七号）

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年五月七日農林水産省令第五一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月一〇日農林水産省令第一一〇号）

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三〇日農林水産省令第二二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二二日農林水産省令第一六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月二三日農林水産省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年一一月三〇日農林水産省令第七五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成三一年三月二六日農林水産省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附 則（令和元年一一月一六日農林水産省令第四七号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月一六日農林水産省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業

経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附 則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年三月二三日農林水産省令第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（輸出等の行為に係る制限の届出書の様式に関する経過措置）

第二条 種苗法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定による届出は、この省令による改正後の種苗法施行規則（次項において「新種苗法施行規則」という。）第十六条の二第一項の規定にかかわらず、附則様式第一号によりしなければならない。

2 種苗法第十三条第一項の規定による公示前に改正法附則第三条第一項の規定による届出をした者が行う改正法による改正後の種苗法第二十一条の二第二項の規定による届出は、新種苗法施行規則第十六条の二第三項の規定にかかわらず、附則様式第二号によりしなければならない。

附則様式第一号

（附則第二条第一項関係）

附則様式第一号（附則第二条第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
(出願品種及び登録品種に係る届出)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者（届出者）
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法の一部を改正する法律（令和2年法律第74号）附則第3条第1項の規定に基づき、下記の品種について別添のとおり届け出ます。

記

- ☐ 出願品種
☐ 登録品種

（備考）

出願品種について「輸出先国の制限に係る特例届出書」（以下「届出書」という。）を提出する場合には、「☐ 出願品種」に「レ」を付し、登録品種について届出書を提出する場合には、「☐ 登録品種」に「レ」を付すこと。なお、「出願品種」と「登録品種」の両方について届出書を提出する場合には、「☐ 出願品種」と「☐ 登録品種」の両方に「レ」を付すこと。

別添

品種登録 出願の 番号	品種登録 出願の 年月日	品種登録 の番号	品種登録 の年月日	農林水産植物の種類		出願品種又は 登録品種の 名称	輸出する行為の制限に係る事項			
							出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）		登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。	
				学名	和名		国を指定しない	国を指定する	国名	

- (備考)
- 1

全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「国を指定しない」に「○」を記入する。
- 2

特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「国を指定する」に「○」を記入し、「国名」に国名を記載する。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。複数の国名を記載する場合は、国名と国名の間に全角の「、」を入れること。
- 3

「登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって收穫物を輸出する行為を制限する」には「○」を記入する。

附則様式第二号（附則第二条第二項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
（出願品種の届出に係る指定国の取消し）

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 2 第 2 項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

別添

品種登録出願の番号	品種登録出願の 年月日	農林水産植物の種類	出願品種の名称	取消しを求める事項
				□届出に係る指定国の指定の全部を取り消す □届出に係る指定国の指定の一部を取り消す（取消しを求める指定国を以下に記載）
				□届出に係る指定国の指定の全部を取り消す □届出に係る指定国の指定の一部を取り消す（取消しを求める指定国を以下に記載）
				□届出に係る指定国の指定の全部を取り消す □届出に係る指定国の指定の一部を取り消す（取消しを求める指定国を以下に記載）

附 則 (令和三年三月三十一日農林水産省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一〇日農林水産省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月一七日農林水産省令第一五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の施行前にした種苗法の一部を改正する法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る現地調査又は栽培試験の実施方法については、なお従前の例による。

(訂正請求に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係るこの省令による改正後の種苗法施行規則第十二条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同項及び別記様式第七号の二中「願書」とあるのは、「説明書」とする。

附 則 (令和四年三月一七日農林水産省令第一六号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月二七日農林水産省令第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(令和四年七月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月一六日農林水産省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月一四日農林水産省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一(第一条関係)

区分	農林水産植物	備考
アベリア	Abelia R. Br.	観賞樹
オクラ	Abelmoschus esculentus (L.) Moench	野菜
トドマツ	Abies sachalinensis (F. Schmidt)	林木
アブチロン(イチビ)	Abutilon Mill.	観賞樹
ギンヨウアカシア	Acacia baileyana F. Muell.	観賞樹
アカシア	Acacia cognata Domin	観賞樹
アカリフア		草花
ドリイフオリア	<i>Acalypha chamaedryfolia</i> (Lam.) Mill. Arg. [<i>Acalypha reptans</i> Sw.]	

アカリフア	ウイ	<i>Acalypha wilkesiana</i> Müll. Arg.	観賞樹
ルクシアナ			
カエデ	<i>Acer</i> L.		観賞樹
ノコギリソウ(オオバナノノコギリソウを除く。)	<i>Achillea</i> L.		草花
オオバナノノコギリソウ	<i>Achillea ptarmica</i> L.		草花
トリカブト	<i>Aconitum</i> L.		工芸作物
マタタビ	<i>Actinidia</i> Lindl.		果樹
アクティノツス	<i>Actinotus</i> Labill.		草花
アデニウム	<i>Adenium</i> Roem. et Schult.		観賞樹
アジアンタム	<i>Adiantum</i> L.		草花
フクジュソウ	<i>Adonis</i> L.		草花
エクメア	<i>Aechmea</i> Ruiz et Pav.		草花
エオニウム	<i>Aeonium</i> Webb & Berthel.		草花
エスキナンツス	<i>Aeschynanthus</i> Jack		草花
アガパンツス	<i>Agapanthus</i> L. Her.		草花
つくりたけ	<i>Agaricus bisporus</i> (Lange.) Sing.		きのこ
ひめまつたけ	<i>Agaricus blazei</i> Murriell		きのこ
アガスタケ	<i>Agastache</i> Clayt. ex Gronov.		草花
アグラツム	<i>Ageratum</i> L.		草花
やなぎまつたけ	<i>Agrocycybe cylindracea</i> (Fr.) Gill.		きのこ
ヌカボ	<i>Agrostis</i> L.		飼料作物
キランソウ	<i>Ajuga</i> L.		草花
ネムノキ	<i>Albizia julibrissin</i> Durazz.		観賞樹
アルブカ	<i>Albucca spiralis</i> L. f.		草花
リス	[<i>Albucca spiralis</i> L. f.]		観賞樹
アリウム	<i>Allium ampeloprasum</i> L.		野菜
ロブラスム	<i>Allium caeruleum</i> Pall.		草花
アリウム	<i>Allium caesium</i> Schrenk		草花
レウム	<i>Allium caesium</i> Schrenk		草花
アリウム	<i>Allium caesium</i> Schrenk		草花
カエシ	<i>Allium caesium</i> Schrenk		草花
カエルレウム	<i>Allium caesium</i> Schrenk		草花
タマネギ	<i>Allium cepa</i> L.		野菜
ラッキョウ	<i>Allium chinense</i> G. Don		草花

	アリウム	[Allium bakeri Regel]	草花
	Allium chinense G. Don × Allium thunbergii G. Don		草花
	Allium chinense G. Don × Allium virgunculae F. Maek. & Kitam.		草花
ネギ	Allium fistulosum L.		野菜
アリウム グイエンセ	Allium karataviense Regeel		草花
	Allium cristophii Trautv.		草花
	Allium giganteum Regeel		草花
	Allium hollandicum R. M. Fritsch		草花
	Allium macleanii Baker		草花
	Allium nigrum L.		草花
	Allium sativum L.		草花
ニンニク	Allium schoenoprasum L.		野菜
アサツキ	Allium proliferum (Moench) Schrad. ex Willd.		野菜
ワケギ	Allium × wakegi [Allium × wakegi]		野菜
	Allium × procliferum (Moench) Schrad. ex Willd. × Allium fistulosum L.		野菜
	Allium × wakegi Araki × Allium fistulosum L.]		野菜
ニラ	Allium tuberosum Rottler ex Spreng. × Allium tuberosum Rottler ex Spreng. × Allium victorialis L. var. platyphyllum Makino		野菜
	Allium victorialis L. subsp. platyphyllum Huhtten		野菜
ギョウジャニンニク	Allocasia (Schott) G. Don		草花
アロエ (アロエノビリスを除く。)	Aloe L.		草花
アロエ ノビリス	Aloe perfoliata L.		草花
	[Aloe nobilis Haw.]		草花
アルストロメリア	Alstroemeria L.		草花
アルテルナンテラ ブラジリアナ	Alternanthera brasiliiana (L.) Kunze		草花
アルテルナンテラ フィコイデア	Alternanthera ficoidea (L.) P. Beauv.		草花
アルテルナンテラ ポリゲンス	Alternanthera porrigens Kuntze Revis.		草花
アマランサス	Amaranthus L.		食用作物
コンニャク	Amorphophallus rivieri Durieu [Amorphophallus konjac C. Koch]		工芸作物
	Anapellopsis glandulosa (Wall.) Momiy.		観賞樹
	Anagallis monelli L.		草花
	Ananas comosus (L.) Merr.		果樹
	Anemone hepheensis (Lemoine) Lemoine		草花
	Anemone rupicola Cambess.		草花
	Anemone vitifolia Buch. — Ham. ex DC.		草花
	Angelica keiskei (Miq.) Koiz.		野菜
	Angelonia Bonpl.		草花
	Anigozanthos Labill.		草花
	Annona L.		果樹
	Anthemis tinctoria L.		草花
	Anthurium Schott		草花
	Antigonon leptopus Hook. & Arn.		観賞樹
	Antirrhinum L.		草花
	Aphelandra squarrosa Nees		観賞樹
	Apios americana Medik.		食用作物
	Apium graveolens L.		野菜
	Aptenia N. E. Br.		草花
	Aquilegia L.		草花
	Arabisidopsis halleri (L.) O. Kane & Al. Shehbaz subsp. gemmifera (Matsum.) O. Kane & Al. Shehbaz		草花
	Arabidopsis thaliana (L.) Heynh.		草花
	Archichys hypogaea L.		食用作物
	Arallia cordata Thunb.		野菜
	Arallia elata (Miq.) Seem.		野菜
	Arctium lappa L.		野菜
	Arctotis L.		草花
	Ardisia crenata Sims		観賞樹
	Ardisia japonica (Thunb.) Blume		観賞樹
	Arenaria montana L.		草花
	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.		草花
	[Chrysanthemum frutescens L.]		草花
	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.		草花

アメリカ	ousboe	L.] × Chrysanthemum carinatum Sch	草花
セイヨウワサビ	Armeria	Armeria Wild.	草花
アルテミシア	Artemisia	Artemisia rusticana P. Gaertn. e	野菜
アサリナ	Asarina	Asarina Mill.	工芸作
クサスギカズラ	Asparagus	Asparagus L.	物
(アスパラガス(観賞用))	Asparagus	Asparagus officinalis L.	草花
アスパラガス	Asparagus	Asparagus L.	野菜
チャセンシダ	Asplenium	Asplenium L.	草花
アスター(ミヤマヨメナを除く。)	Aster	Aster L.	草花
ミヤマヨメナ	Aster	Aster savatieri Makino	草花
	Gymnaster	Gymnaster savatieri Makino Kita	
	Miyamayomena	Miyamayomena savatieri (Makino)	
アステイルベ	Astilbe	Astilbe Buch. - Ham. ex D. Don	草花
レンゲ	Astragalus	Astragalus sinicus L.	草花
アストランティイア	Astrantia	Astrantia major L.	物
マヨル	Astrantia	Astrantia major L.	草花
アタナシア	Athanasia	Athanasia L.	草花
イヌワラビ	Athyrium	Athyrium niponicum (Metz.) Hance	草花
オオバナオケラ	Atractylodes	Atractylodes macrocephala Koidez.	工芸作
アオキ	Aucuba	Aucuba japonica Thunb.	物
さくらげ	Aucuba	Aucuba japonica Thunb.	観賞樹
	Auricularia	Auricularia polytricha (Mont.) Sasaki	きのこ
あらげきくらげ	Auricularia	Auricularia polytricha (Mont.) Sasaki	きのこ
エンバク	Avena	Avena sativa L.	飼料作
アウエナ	Avena	Avena striatigosa Schreb.	飼料作
ゴサ	Baueria	Baueria rubroides Andrews	物
エリカモドキ	Beaucarnea	Beaucarnea recurvata Lem.	観賞樹
トックリラン	Nolina	Nolina recurvata (Lem.) Hemsl.	観賞樹

ベゴニア(根茎性)	Begonia	Begonia L.	草花
ベゴニア、エラチオールベゴニア及び球根ベゴニアを除く。)	Begonia	Begonia rhizomatous group	草花
根茎性ベゴニア	Begonia	Begonia rhizomatous group	草花
エラチオールベゴニア	Begonia	Begonia x hiemalis Fotsch	草花
球根ベゴニア	Begonia	Begonia x tuberhybrida Voss	草花
ヒオウギ	Belamcanda	Belamcanda chinensis (L.) D.C.	草花
ヒナギク(デージー)	Bellis	Bellis perennis L.	草花
トウガン	Benincasa	Benincasa hispida (Thunb.) Cogn.	野菜
メギ	Berberis	Berberis L.	観賞樹
ベルセリア	Berberis	Berberis L.	観賞樹
フダンソウ	Berzelia	Berzelia lanuginosa Brongn.	観賞樹
	Beta	Beta vulgaris L. subsp. vulgaris	野菜
	Beta	Beta flavescent DC. f. crispata	
	Beta	Beta vulgaris L. subsp. vulgaris	
	Beta	Beta vulgaris L. subsp. vulgaris	
	Beta	Beta vulgaris L. subsp. vulgaris	
テンサイ	Beta	Beta vulgaris L. subsp. vulgaris	工芸作
ビデンス(センダングサ)	Bidens	Bidens L.	草花
シラン	Bletilla	Bletilla Rchb. f.	草花
ボロニア	Boronia	Boronia Sm.	草花
ブルーゲンビル	Bougainvillea	Bougainvillea Comm. ex Juss.	観賞樹
ブバルディア	Bouvardia	Bouvardia Salisb.	観賞樹
カラシナ	Brassica	Brassica juncea (L.) Czern.	野菜
ナタネ	Brassica	Brassica napus L.	工芸作
ハクラン	Brassica	Brassica napus hort.	物
ハボタン	Brassica	Brassica oleracea L. var. acephala	野菜
カリフラワー	Brassica	Brassica oleracea L. var. botrytis	草花
ブロッコリー	Brassica	Brassica oleracea L. botrytis	野菜
	Brassica	Brassica oleracea L. botrytis	
	Brassica	Brassica oleracea L. botrytis	
	Brassica	Brassica oleracea L. botrytis	
	Brassica	Brassica oleracea L. botrytis	
	Brassica	Brassica oleracea L. botrytis	
キャベツ	Brassica	Brassica oleracea L. capitata (L.) Alef.	野菜

メキヤベツ	Brassica oleracea L. var. gemmifera DC.	野菜
ケール	Brassica oleracea L. var. sabbellica L.	野菜
	Brassica oleracea L. var. viridissima L.	野菜
	Brassica oleracea L. var. viridissima L. × Diplotaxis tenuifolia (L.) DC.	野菜
	Raphanus sativus L. × Brassica oleracea L. var. sabbellica L.	野菜
アブラナ (在来ナタネ (ハクサイ及ビカブを除く。))	Brassica rapa L.	野菜
	Brassica rapa L. subsp. chinensis (L.) Hanelt × Diplotaxis tenuifolia (L.) DC.	野菜
ハクサイ	Brassica rapa L. subsp. pekinensis (Lour.) Hanelt	野菜
カブ	Brassica rapa L. var. rapa (L.) Thell.	野菜
	Brassica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	
ブラキスコメ	Brachyscome Cass.	草花
ブライニア	Braynina J. R. Forst. & G. Forst.	観賞樹
ブリグハミア	Brighamia insignis A. Gray	草花
シングニス	Bromus inermis Leys.	飼料作物
スムーズブロムグラス	Bromus inermis Leys.	飼料作物
キダチチョウセンアサガオ	Brugmansia Pers.	観賞樹
ブルネラ	Brunnera Steven	草花
フジウツギ	Buddleja L.	観賞樹
ミシマサイコ	Bupleurum falcatum L.	工芸作物
ブプレウム	Bupleurum rotundifolium L.	草花
ツンディフオリウム		
カラジウム	Caladium Vent.	草花
エビネ	Calanthe Br.	草花
カラテア	Calanthe G. Mey.	草花
クロバナロウバイ	Calycanthus L.	観賞樹
キンセンカ	Calendula L.	草花
カリブラコア	Calibrachoa Cerv.	草花
ムラサキシキブ	Calliandra L.	観賞樹
カリシア	Callisia Loeffl.	草花
エゾギク	Callistephus chinensis (L.) Nees	草花
ツバキ (茶を除く。)	Camellia L.	観賞樹
茶	Camellia sinensis (L.) Kuntze	工芸作物
カンパニユラ	Campanula L.	草花
ノウゼンカズラ	Campanula grandiflora (Thunb.) K. Schum.	観賞樹
カンナ	Canna L.	草花
アサ	Canna sativa L.	工芸作物
トウガラシ	Capsicum L.	野菜
オオシマカンズゲ	Capsicum chinense Jacq.	野菜
カレックス トリフイダ	Carex trifida Cav.	草花
パイナップル	Carica papaya L.	果樹
ベニバナ	Carthamus tinctorius L.	草花
カリオブテリス	Caryopteris × clandonensis A. Simmonds ex anon.	観賞樹
克蘭ドネンシス	Caryopteris incana (Thunb.) ex Houtt. Miq.	草花
ダンギク (カリガネソウ)	Castanea Mill.	果樹
クリ	Castanea roseus (L.) G. Don	草花
ニチニチソウ	Castanea roseus (L.) G. Don	草花
カトレア	Cattleya Group	草花
ケアノツス	Ceanothus L.	観賞樹
ケイトウ	Celosia L.	草花
ヤグルマギク (セントウレア)	Centaurea L.	草花
ケンタウリウム	Centaurea confertum (Pers.) Druce	草花
コンフェルツム	Centaurea erythraea Rafn	草花
ケンタウリウム	Centaurea erythraea Rafn	草花
エリトラエア	Ceratostigma willmottianum Stapf.	草花
ケラトステイグマ	Ceratostigma willmottianum Stapf.	草花
ウイルモツテイ		
アヌム (ルリマツリモドキ)		
ハナズオウ	Cercis L.	観賞樹
ケレウス	Cereus Mill.	観賞樹
ボケ	Chaenomeles Lindl.	草花
ヒノキ	Chaenomeles obtusa (Siebold & Zucc.) Endl.	観賞樹

ヌマヒノキ	<i>Chamaecyparis thuyoides</i> (L.) Britt	観賞樹
カマエメルムノビレ (ローマカミツレ)	<i>Chamaemelum nobile</i> (L.) All.	野菜
カスマンティウムラティフオリウム	<i>Chasmanthium latifolium</i> (Michx.) H. O. Yates	草花
ケロネ	<i>Chelone</i> L.	草花
ロウバイ	<i>Chimonanthus Lindl.</i>	観賞樹
ヒトツバタゴ	<i>Chionanthus</i> L.	観賞樹
オリヅラン	<i>Chlorophytum comosum</i> (Thunb.) Jacq	草花
ローズグラス	<i>Chloris gayana</i> Kunth	飼料作物
キク	<i>Chrysanthemum</i> L.	草花
シネラリア	<i>Cineraria saxifraga</i> DC.	草花
シフラガ		草花
クスノキ	<i>Cinnamomum camphora</i> (L.) J. S. Presl	林木
ホウショウ	<i>Cinnamomum camphora</i> (L.) Sieb. var. <i>glaucescens</i> Kamikoti	工芸作物
アザミ	<i>Cirsium Mill.</i>	草花
スイカ	<i>Citrullus lanatus</i> (Thunb.) Matsum. & Nakai	野菜
オレンジ類	<i>Citrus</i> L.	果樹
香酸カンキツ類	<i>Citrus</i> L.	果樹
ブンタン類	<i>Citrus</i> L.	果樹
その他カンキツ類	<i>Citrus</i> L.	果樹
ウンシュウミカン	<i>Citrus unshiu</i> Marcow.	果樹
オキナワモズク	<i>Cladosiphon okamuraanus</i> Tokida	海藻
クラークア	<i>Clarkia amoena</i> (Lehm.) A. Nelson & J. F. Macbr.	草花
エナ	<i>Gleditsia Spach</i>	
クレマチス	<i>Clematis</i> L.	草花
セイヨウフウチョウソウ (クレオメソウ)	<i>Cleome hassleriana</i> Chodat	草花
ボタンクサギ	<i>Clerodendrum bungei</i> Steud.	観賞樹
クリヴィア	<i>Clivia Lindl.</i>	観賞樹
クロトン	<i>Codiaeum variegatum</i> (L.) A. Juss.	観賞樹
ハトムギ	<i>Coix lacrymaria</i> Jobi L. var. <i>maalyue</i> (Romm. Caill.) Stapf	食用作物
クリサンセマム	<i>Coelestis phus multicaulis</i> (Desf.) Durieu	草花
ムルチコーレ		
サトイモ	<i>Chrysanthemum multicaule</i> Desf.	野菜
コルムネア	<i>Colocasiaschott</i>	観賞樹
ツユクサ	<i>Commelina</i> L.	草花
コンウォウルス	<i>Convolvulus</i> L.	草花
タイワンツナツ (モロヘイヤ)	<i>Corchorus oleriorius</i> L.	野菜
コレオプシス	<i>Coreopsis</i> L.	草花
コルヌス	<i>Cornus</i> L.	観賞樹
コルタデリア	<i>Cortaderia selloana</i> (Schult. & Schult. f.) Asch. & Graebn.	草花
ロアナ	<i>Cosmos Cav.</i>	草花
コスモス	<i>Cosmos Cav.</i>	観賞樹
ハグマノキ	<i>Cotinus coggygria</i> Scop.	草花
クラッスラ	<i>Crassula coccinea</i> L.	観賞樹
キネア	<i>Crassula coccinea</i> L. DC.	草花
クラッスラ	<i>Crassula ovata</i> (Mill.) Druce	草花
タ	<i>Crassula portulacae lam.</i>	草花
クロツサンドラ	<i>Crossandra Salisb.</i>	草花
クロウエア	<i>Croton</i> Sm.	観賞樹
スギ	<i>Cryptomeria japonica</i> (L. f.) D. Don	林木
ミツバ	<i>Cryptotaenia japonica</i> Hassk.	野菜
メロン	<i>Cucumis melo</i> L.	野菜
キュウリ	<i>Cucumis sativus</i> L.	野菜
カボチャ	<i>Cucurbita</i> L.	野菜
クフエア	<i>Cuphea hyssopifolia</i> Kunth	観賞樹
クフエア	<i>Cuphea ramosissima</i> Pohl ex Koeh	草花
ツシマ	<i>Cupressus</i> L.	観賞樹
イトスギ	<i>Cupressus</i> L.	観賞樹
クルクマ	<i>Curcuma</i> L.	草花・工芸作物
シクラメン	<i>Cyclamen</i> L.	草花
ツタガラクサ	<i>Cymbalaria muralis</i> G. Gaertn. et al.	草花
シンビジウム	<i>Cymbidium Sw.</i>	草花
ギョウギシバ	<i>Cynodon Rich.</i>	飼料作物
キペルス	<i>Cyperus papyrus</i> L.	草花
ス		
エニシダ	<i>Cytisus Desf.</i>	観賞樹
ダリア	<i>Dahlia Cav.</i>	観賞樹
ジンチョウゲ	<i>Daphne odorata</i> Thunb.	観賞樹
ニンジン	<i>Daucus carota</i> L.	野菜

ハンカチノキ	<i>Davidia involucreata</i> Baill.	観賞樹
オーチャードグラ	<i>Dactylis glomerata</i> L.	飼料作物
デロスベルマ	<i>Delosperma</i> N. E. Br.	観賞樹
デルフィニウム	<i>Delphinium</i> L.	草花
デンドロビウム	<i>Consoledida</i> Gray	草花
デアネラ	<i>Dendrobium</i> Sw.	草花
ナデシコ	<i>Dianella</i> Lam. ex Juss.	草花
デアスキア	<i>Dianthus</i> L.	草花
コマクサ	<i>Diascia</i> Link. & Otto	草花
ジョウザン	<i>Dicentra</i> Bernh.	草花
きぬがさたけ	<i>Dichroa febrifuga</i> Lour.	観賞樹
ディーフエンバキ	<i>Dictyophora indusiata</i> (Ventenat... Persoon) Fischer	きのこ
ア	<i>Dieffenbachia</i> Schott	草花
ディエルヴイラ	<i>Dierwillia</i> Mill.	観賞樹
ディギタリス	<i>Digitalis</i> L.	草花
ハエトリグサ	<i>Dionaea muscipula</i> J. Ellis	草花
ディオニシア	<i>Dionysia aretioides</i> (Lehm.) Boiss.	草花
レティオイデス		
ヤマノイモ	<i>Dioscorea</i> L.	野菜
カキノキ	<i>Diospyros</i> L.	果樹
デイサ	<i>Disa</i> Bergius	草花
デISKイデア	<i>Dischidia</i> ruscifolia Warb ex K.	草花
ルスキフオリア	<i>Schum. & Lauterb.</i>	草花
チゴユリ	<i>Disporum</i> Salisb.	草花
ハウチワノキ	<i>Dodonaea viscosa</i> (L.) Jacq.	観賞樹
ドリクニウム	<i>Dorycnium hirsutum</i> (L.) Ser.	観賞樹
ルストム		
ドラセナ類	<i>Dracaena</i> Vand. ex L.	観賞樹
モウセンゴケ	<i>Cordylina</i> Comm. ex Juss.	観賞樹
ドウランタ	<i>Drosera</i> L.	草花
エキナケア	<i>Duranta</i> L.	観賞樹
ヒエ	<i>Echinacea</i> Moench	草花
	<i>Echinocnida</i> esculenta (A. Braun) H. Scholz	食用作物
	<i>Echinocnida</i> utilis Ohwi et Yabu	食用作物
ホテイアオイ	<i>Eichhornia crassipes</i> (Mart.) Solms	草花
エゾウコギ	<i>Eleutherococcus senticosus</i> (Rupr. et Maxim.) Maxim.	工芸作物
	<i>Acanthopanax senticosus</i> (Rupr. et Maxim.) Maxim.	工芸作物

ドウダンツツジ	<i>Enkianthus</i> Lour.	観賞樹
エビデンドラム	<i>Epipendrum</i> L.	草花
エビフィルム	<i>Epiphyllum</i> Haw.	草花
オウゴンカズラ		草花
センチビードグラ	<i>Epipremnum pinnatum</i> (L.) Engl. (Epipremnum aureum (Lindl. & André) G. S. Bunting)	
エレモフィラ	<i>Eremophila</i> R. Br.	観賞樹
エリアンツス	<i>Erianthus</i> arundinaceus (Retz.) Jeswiet	工芸作物
リンデйнаセウス	<i>Erica</i> L.	観賞樹
エリカ	<i>Eriobotrya</i> Lindl.	果樹
アメリカダイコ	<i>Erythrina</i> cristagalli L.	観賞樹
エリンギウム	<i>Eryngium</i> L.	草花
エリシムム	<i>Erysimum</i> L.	草花
エスカリヨニア	<i>Escallonia</i> laevis (Vell.) Sleumer	観賞樹
ラエウイス		
エウコムス	<i>Eucumis</i> L. Her.	草花
ツルマサキ	<i>Eunymus fortunei</i> (Turcz.) Hand. Mazz.	観賞樹
マサキ	<i>Eunymus japonicus</i> Thunb.	観賞樹
エウパトリウム	<i>Eupatorium</i> cannaabium L.	草花
	<i>Eupatorium</i> fortunei Turcz.	草花
	<i>Eupatorium</i> chinense L.	草花
	<i>Eupatorium</i> japonicum Thunb.	草花
	<i>Eupatorium</i> lindleyanum DC.	草花
	<i>Eupatorium</i> amygdaloides L.	草花
	<i>Euphorbia</i> amaryllifolia L.	草花
	<i>Euphorbia</i> hypericifolia L.	草花
	<i>Euphorbia</i> hypericifolia (L.) Mil	草花
	<i>Euphorbia</i> leucoccephala Lotsy	観賞樹
	<i>Euphorbia</i> milli Des Moul.	草花
ポインセチア	<i>Euphorbia pulcherrima</i> Willd. ex Klottzsch	観賞樹
	<i>Euphorbia pulcherrima</i> Willd. ex Klottzsch	観賞樹
	<i>Euphorbia pulcherrima</i> Willd. ex Klottzsch	観賞樹
	<i>Euphorbia pulcherrima</i> Willd. ex Klottzsch	観賞樹
ハマヒサカキ	<i>Eurya japonica</i> Thunb.	観賞樹

エウリオオプス	Euryops (Cass.) Cass.	草花
トルコギキョウ	Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinn.	草花
	[Eustoma exaltatum subsp. russellianum (Hook.) Kartesz]	
	[Eustoma russellianum (Hook.) G. D.	
エボルブルス	Evolverulus L.	草花
エクサクム	Exacum L.	草花
ソバ	Fagopyrum esculentum Moench	食用作物
ダッタンソバ	Fagopyrum tataricum (L.) Gaertn.	食用作物
ファツヘデラ	× Fatsia hederifolia (hort. ex Coch.	観賞樹
ゼイ	et) Guillaumin	
ヤツデ	Fatsia japonica (Thunb.) Decne. &	観賞樹
フェリキア	Planckh.	観賞樹
トルフエスク	Felicia Cass.	草花
フェスツカ	Festuca arundinacea Schreb.	飼料作物
ウカ	Festuca glauca Vill.	草花
メドウフェスク	Festuca pratensis Huds.	飼料作物
フェストロリウム	× Festulolium Aschers. et Graebn.	飼料作物
ベンジャミン	Ficus benjamina L.	観賞樹
ショウナンゴムノ	Ficus binnendijkii Miq.	観賞樹
キ		
イチジク	Ficus carica L.	果樹
ゴムノキ	Ficus elastica Roxb. ex Hornem.	観賞樹
フィクス	Ficus natalensis Hochst.	観賞樹
ンシス		
オオイトビ	Ficus pumila L.	観賞樹
インドボダイジュ	Ficus religiosa L.	観賞樹
フィクス	Ficus rubiginosa Desf. ex Vent.	観賞樹
ノサ		
フィクス	Ficus sarmientosa Buch. Ham. ex S.	観賞樹
ツンベ	m. var. thunbergii (Maxim.) Corner	
ルギイ	[Ficus thunbergii Maxim.]	
フィトニア	Fittonia Coem.	草花
えのきたけ	Flammulina velutipes (Fr.) Sing.	きのこ
キンカン	Fortunella Swingle	果樹
イチゴ	Fragaria L.	野菜
フリージア	Freesia Eckl. ex Klatt	草花

フリージア	Freesia laxa (Thunb.) Goldblatt &	草花
サ	J. C. Manning	
フクシア	Fuchsia L.	草花
テンニンギク	Gaillardia Foug.	草花
まんねんたけ	Ganderrma lucidum	きのこ
クチナシ	Gardenia jasminoides J. Ellis	観賞樹
ヤマモソウ	Gaura L.	草花
ガザニア	Gazania Gaertn.	草花
リンドウ	Gentiana L.	草花
フウロソウ	Geranium L.	草花
ガーベラ	Gerbera L.	草花
グラジオラス	Glabdiolus L.	草花
シュンギク	Glebionis coronaria (L.) Cass. ex	野菜
	Spach	
グロブラリア	[Chrysanthemum coronarium L.]	観賞樹
ラビカ	Globularia arabica Jaub. et Sp.	
グロリオサ	Gloriosa L.	草花
グレコマ	Glechhoma hederacea L.	草花
ケア		
ダイズ	Glycine max (L.) Merr.	食用作物
カンゾウ	Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex	工芸作物
	D.C.	
ゴンフレナ (セン	Glycyrrhiza glabra L.	工芸作物
ニチコウ)	Gomphrena L.	草花
アジアワタ	Gossypium arboreum L.	工芸作物
ケブカワタ	Gossypium hirsutum L.	工芸作物
グラプトペタルム	Graptopetalum Rose	草花
まいたけ	Griofolafroundosa (Fr.) S. F. Gray	きのこ
グズマニア	Guzmania Ruizet Pav.	草花
カスミソウ	Gypsophila L.	草花
マンサク	Hamamelis L.	観賞樹
ハーデンベルギア	Hardenbergia Benth.	観賞樹
ハワシムチ	Haworthia multifida Haw.	観賞樹
カ		
ハワシムチ		草花
ガニ		草花

ヘーベ	Hebe Comm. ex Juss.	觀賞樹
ヘデラ	Hedera L.	觀賞樹
ヘレボルス（クリスマスローズ）	Heleborus L.	草花
ヘメロカリス	Hemerocallis L.	草花
ヘミジギア	Hemizygia (Benth.) Briq.	草花
やまぶしだけ	Hericium erinaceum (Bull Fr.) Pers.	きのこ
ハスノハギリ	Hernandia ovigera L.	林木
ホイヘラ（ツボサンゴ）	Heuchera L.	草花
ハイビスカス（クサフヨウ及びムクダを除く。）	× Heuchera L. H. R. Wehrh.	草花
クサフヨウ	Hibiscus coccineus Walther	草花
ムクゲ	Hibiscus laevis All.	草花
ヒッペアストルム（アマリリス）	Hibiscus moscheutos L.	草花
ヘリクリスム	Hippeastrum Herb.	觀賞樹
ヒマワリ	Helianthus Mill.	草花
ヘリオプシス	Helianthus Pers.	草花
ニオイムラサキ	Heliotropium arborescens L.	草花
オオムギ	Hordeum vulgare L.	觀賞樹
ギボウシ	Hosta Tratt.	食用作物
ヘスペロジギス	Hesperozygis Epling	草花
ホップ	Humulus lupulus L.	觀賞樹
ヒアシンス	Hyacinthus L.	工芸作物
アジサイ	Hydrangea L.	觀賞樹
ヒロケレウス ウィンダツス（ドラゴンフルーツ）	Hylotelephium undatus (Haw.) Britton	果樹
ムラサキベンケイソウ	Hylotelephium Ohba	觀賞樹
ヒペリカム	Hypericum L.	草花
ぶなしめじ	Hypsizygus marmoreus (Peck) Bigel	觀賞樹
しろたもぎだけ	Hypsizygus ulmarius (Bull.) Redhe	きのこ
イベリス	Iberis L.	草花

イヌツゲ	Ilex crenata Thunb.	観賞樹
アマミヒイラギモ	Ilex dimorphophylla Koiz.	観賞樹
チ		
ソヨゴ	Ilex pedunculosa Miq.	観賞樹
シキミ	Illicium anisatum L.	観賞樹
ホウセンカ（ニューギニアインパチ	Impatiens L.	草花
エンス及びアフリカホウセンカを除く。）		
ニューギニアインパチエンス	Impatiens New Guinea Group	草花
アフリカホウセンカ	Impatiens walleriana Hook. f.	草花
チガヤ	Imperata cylindrica (L.) P. Beauv.	草花
かんしょ	Ipomoea batatas (L.) Lam.	食用作物
コダチアサガオ	Ipomoea carnea Jacq. subsp. fistulosa (Mart. ex Choisy) D. F. Austin	観賞樹
アサガオ	Ipomoea nil (L.) Roth [Pharbitis nil (L.) Choisy]	草花
	Ipomoea indica (Burm.) Merr.	草花
	Ipomoea purpurea (L.) Roth	草花
	Ipomoea tricolor Cav.	草花
イレシネ	Iresine P. Browne	草花
アイリス（ビアデッドアイリス）	Iris L.	草花
アイリス（球根アイリス）	Iris L.	草花
アイリス（ピアデッドアイリス、球根アイリス及びカキツバタを除く。）	Iris L.	草花
カキツバタ	Iris laevisgata Fisch.	草花
イントマ	Irisotoma axillaris Lindl.	草花
ジャカラランダ	Jaccaranda Juss.	観賞樹
ソケイ（ヤスミヌム）	Jasminum L.	観賞樹
クルミ	Juglans L.	果樹
いぐさ	Juncus effusus L. var. decipiens	工芸作物
イブキ	Buchenau	観賞樹
ハイネズ	Juniperus chinensis L.	観賞樹
	Juniperus conferta Parl.	観賞樹

コエビソウ	Justicia brandegeana Watsch. & L.	観賞樹
ケンペリア	B. Sm. [Beloperone guttata Brandegee]	
ビフロラ	Kaempferia parviflora Walld. ex B.	工芸作物
カラシコエ (カラシコエ ブロスフェルディアナを除く。)	Kalanchoe Adans.	草花
カラシコエ	Kalanchoe blossfeldiana Poelln.	草花
スフェルディアナ		
カルミア	Kalmia L.	観賞樹
クニフオフィア	Kniphofia Moench	草花
レタス	Lactuca sativa L.	野菜
ユウガオ	Lagenaria siceraria (Molina) Stan	野菜
サルスベリ	Lagerstroemia L.	観賞樹
ラムウム	Lamium maculatum L.	草花
ラムタナ	Lantana L.	観賞樹
カラマツ	Larix Mill.	林木
スイトピー	Lathyrus odoratus L.	草花
ゲッケイジュ	Laurus nobilis L.	観賞樹
ラウアンドウラ	Lavandula L.	工芸作物
レケナウルティア (ハツコイソウ)	Lechea nuttallia R. Br.	観賞樹
しいたけ	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	きのこ
むらさきしめじ	Lepista nuda (Bulliard) Fries) Co	きのこ
こむらさきしめじ	Lepista sordida (Schumacher) Fri	きのこ
シヤスターデージ	Leucanthemum maximum (Ramond) DC.	草花
イワナンテン	Leucothoe D. Don	観賞樹
ルイシア	Lewisia cotyledon (S. Watson) B.	草花
レドン	L. Rob.	
リアトリス	Liatris Gaertn. ex Schreb.	草花
ネズミモチ	Ligustrum japonicum Thunb.	観賞樹
リグストルム	Ligustrum sinense Lour.	観賞樹
ネンセ	Ligustrum undulatum Blume	観賞樹
ユリ	Lilium L.	草花

リモニウム	Limonium Mill.	草花
	Goniolimon elatum (Fisch. ex Spre	草花
	ng.) Boiss.	
	Goniolimon tataricum (L.) Boiss.	草花
	Psylliostachys suworowii (Rege	草花
	Roskovia	草花
リナリア	Linnaria Mill.	草花
リンデルニア	Lindernia cleistanandra W. R. Bark	草花
レイスタンドラ	Liriodendron	草花
ヤブラン	Liriodendron Lour.	草花
リトドラ	Lithodora diffusa (Lag.) I. M. Joh	観賞樹
フサ	Lobelia L.	草花
ローベリア (ローベリア エリヌスを除く。)	Lobelia alsinoides Lam.	草花
ローベリア エリヌス	Lobelia erinus L.	草花
	Lobelia valida L. Bolus	草花
	Lobularia Desv.	草花
ロブラリア	Lolium × boucheanum Kunth	飼料作物
ハイブリッドライグラス	Lolium multiflorum Lam. ssp. ital	飼料作物
イタリアンライグラス	Lolium (A. Br.) Volkart	飼料作物
ペレニアルライグラス	Lolium perenne L.	飼料作物
ラス	Lomandra Labill.	草花
ロマンドラ	Lonicera caerulea L. subsp. eduli	果樹
クロミノウグイス	s (Turcz.) Hulten var. emphyllocal	
カグラ (ハスカップ)	yx (Maxim.) Nakai	
ロフォミルツス	Lophomyrtus Burret	観賞樹
トキワマンサク	Loropetalum chinense (R. Br.) Olli	観賞樹
レプトスペルムム	Lepidospermum J. R. Forst. & G. For	観賞樹
ルクリア	Luculia Sweet	観賞樹
リカステ	Lycaste Lindl.	草花
センノウ	Lychnis L.	草花
リコリス	Lycoris Herb.	草花
はたけしめじ	Lycophyllum decastetes (Fr.) Sing.	きのこ
ほんしめじ	Lycophyllum shimeiji (Kawamura) Hon	きのこ
オカトラノオ	Lysimachia clethroides Duby	草花
	Lysimachia barystachys Bunge	草花

フキ	Petasites japonicus (Siebold & Zucc.) Maxim.	野菜
パセリ	Petroselinum crispum (Mill.) Nym. ex A.W. Hill	野菜
ペチュニア	× Petchoa J. M. H. Shaw [Petunia Juss. × Calibrachoa Cer v.]	草花
	Petunia Juss.	草花
ファレノプシス	Phalaenopsis Blume	草花
ベニバナインゲン	Phaseolus coccineus L.	食用作物
いんげん豆	Phaseolus vulgaris L.	食用作物
キリンソウ	Phedimus aizoon (L.) Hart [Sedum aizoon L.] Phedimus kamtschaticus (Fisch.) Hart [Sedum kamtschaticum Fisch.] Phedimus takesimensis (Nakai) Hart [Sedum takesimensis Nakai]	草花
ヒロデンドロン	Philodendron Schott	草花
チモン	Phleum pratense L.	飼料作物
ぬめりすぎたけ	Pholiotaa diposa (Fr.) Kummer	きのこ
なめこ	Pholiotaa namako (T. Ito) S. Ito	きのこ
フロックス (フロックス パニキュラータを除く。)	Phlox L.	草花
フロックス パニキュラータ	Phlox paniculata L.	草花
キュラータ	Phlox paniculata L.	草花
フォルミウム	Phormium J. R. Forst. & G. Forst.	草花
カナメモチ	Photinia Lindl.	観賞樹
イワダレソウ	Phylla Lour.	草花
	[Lippia L.]	草花
ホオズキ	Physalis L.	野菜
デマリシモツケ	Physocarpus (Cambess.) Maxim.	観賞樹
カクトラノオ	Physostegia virginiana (L.) Benth.	草花
アセビ	Pieris japonica (Thunb.) D. Don	観賞樹
ピレア	Pilea depressa (Sw.) Blume	草花
サ	Pilea depressa (Sw.) Blume	草花
カラスビシャク	Pineellia ternata (Thunb.) Makino	工芸作物

ニヨウマツ	Pinus densiflora Siebold & Zucc.	林木
ゴヨウマツ	Pinus thunbergii Parl.	林木
ボタンウキクサ	Pinus parviflora Siebold & Zucc.	観賞樹
エンドウ	Pistia stratiotes L.	草花
クロバトベラ	Pistia stratiotes L.	食用植物
ピテロディア	Pittosporum tenuifolium Gaertn.	観賞樹
テルミナリス	Pittosporum tenuifolium Gaertn.	観賞樹
コノテガシワ	Pitrodia terminalis (Endl.) A. S. George	観賞樹
プレクトランツス (プレクトランツス スクテラリオイデス (コリウス) を除く。)	Platycladus orientalis (L.) Franco [Thuja orientalis L.]	観賞樹
プレクトランツス (プレクトランツス スクテラリオイデス (コリウス) を除く。)	Plectranthus L'Hér.	草花
プレクトランツス スクテラリオイデス (コリウス)	Plectranthus scutellarioides (L.) R. Br.	草花
デス (コリウス)	[Coleus scutellarioides (L.) Benth.]	草花
たまぎたけ	Pleurotus cornucopiae (Pers.) Rol.	きのこ
おおひらたけ	Pleurotus cystidioides O. K. Mill.	きのこ
くろあわびたけ	Pleurotus cystidioides subsp. abbas	きのこ
エリンギ	Pleurotus longus	きのこ
ひらたけ	Pleurotus ostreatus (Jacq.) P. Kumm.	きのこ
うすひらたけ	Pleurotus ostreatus (Jacq.) P. Kumm.	きのこ
キキョウ	Pleurotus pulmonarius (Fr.) Quél.	きのこ
チューベロース	Platycodon grandiflorus (Jacq.) A. D. C.	草花
アマドコロ	Polygonatum tuberosa L.	草花
タイワンモミジ	Polygonatum tuberosum Mill.	観賞樹

ラズベリー	Rubus idaeus L.	果樹
ルドベッキア	Rudbeckia L.	草花
レザーリーフ	Rumohra adiantiformis (G. Forst.) Ching	草花
サトウキビ	Saccharum L.	工芸作物
クワイ	Sagittaria sagittifolia L. subsp. leucopetalala (Miq.) Hartog [Sagittaria trifolia var. edulis (Siebold ex Miq.) Ohwi] Saintpaulia H. Wendl.	野菜
セリヨウニワトコ	Salvia L.	草花
サンダーソニア	Samucus nigra L.	草花
ワレモコウ	Sandersonia aurantiaca Hook.	観賞樹
サントリナ	Sanguisorba L.	草花
サンヴィタリーア	Santolina L.	草花
ナンキンハゼ	Sapium sebiferum (L.) Roxb.	草花
セリヨウ	Sarcandra glabra (Thunb.) Nakai [Chloranthus glaber Mak.]	観賞樹
サルココッカ	Sarcococca Lindl.	観賞樹
ダイモンジソウ	Saxifraga fortunei Hook. f. var. alpinna (Matsum. & Nakai) Nakai	草花
セイヨウクモマゲサ	Saxifraga rosacea Moench	草花
スカビオサ (マツムシソウ)	Scabiosa L.	草花
スカエウオラ	Scaevola aemula R. Br.	草花
エムラ		
シェフレア	Schefflera elegantissima (Veitch)	観賞樹
ガンテイツシマ	(h) Lowry & Frodin [Dizygotheca elegantissima (Veitch) R. Vieg. & Guillaumin]	
シユルンベルゲラ	Schluumbergera Lem. [Zygocactus K. Schum.]	草花
マツブサ	Schisandra repanda (Siebold & Zucc.) Radlk.	果樹
オオシラフカズラ	[Schisandra nigra Maxim]	
スコパリア	Scindapsus pictus Hassk.	草花
スクテラリア	Scutellaria costaricana H. Wendl.	草花
スタリカナ		
ライムギ	Secale cereale L.	食用作物
セドウム	Sedum burrito Moran	草花

メノマンネングサ	Sedum morghanianum Walth.	草花
メキシコマンネングサ	Sedum japonicum Sieb. ex Miq.	草花
グサ	Sedum album L.	草花
	Sedum lineare Thunb.	草花
	Sedum mexicanum Britton	草花
	Sedum sarmentosum Bunge	草花
シマニア	Seemannia sylvatica (Kunt) Hansl.	草花
ウアテイカ	[Gloxinia sylvatica (H. B. U.) Wiehler] [Gloxinia sylvatica (Kunt) Wiehler] Seemannia nematanthoides (Kuntze) K. Schum. [Gloxinia nematanthodes (O. Kuntze) Wiehl.]	
	Selaginella Beauv.	草花
イワヒバ	Sempervivum L.	草花
センペルウイウム	Senecio Candicans DC.	草花
セネキオ	Senecio macroglossus DC.	草花
イダンス	Sennacorymbosa (Lam.) H. S. Irwin & Barney	観賞樹
セネキオ	Sennapendula var. glabrata (Vogel) H. S. Irwin & Barney	観賞樹
グロッスス	Serruria Salicb.	観賞樹
ハナセンナ	Sesamum indicum L.	工芸作物
	Setaria italica (L.) P. Beauv.	食用作物
	Sidalcea malviflora (DC.) A. Gray	草花
シダルケア	ex Benth.	草花
ウイフロラ	Silene L.	草花
シレネ	Sinningia speciosa (G. Lodd.) Hieron	草花
シンニンギア	Skinimia japonica Thunb.	観賞樹
ミヤマシキミ	Smallanthus sonchifolius (Poepp. & Endl.) H. Rob.	観賞樹
ヤーコン	Symphoricarpos Duham.	観賞樹
シンフオリカルボス	Solanum L.	野菜
ナス (トマト、ペピーノ、ソラヌム、ペルウィアヌム、		

フユサンゴ及びバ レイシヨを除く。)	トマト	Solanum	lycopersicum L.	野菜
ペピーノ	Solanum	muricatum Aiton		野菜
ソラヌム ベルウ	Solanum	peruvianum L.		野菜
イヌム				
フユサンゴ	Solanum	pseudocapsicum L.		観賞樹
パレイシヨ	Solanum	tuberosum L.		食用作物
ソリダゴ	Solidago L.			草花
	× Solidaster luteus (Everett) M. L. Green ex Dress			草花
ソネリラ	Sonerila Roxb.			観賞樹
ナナカマド	Sorbus commixta Hedl.			観賞樹
はなびらたけ	Sparassis crispa Wulf. Fr.			きのこ
ホウレンソウ	Spinacia oleracea L.			野菜
シモツケ	Spiraea L.			観賞樹
スパシフィラム	Spaethium Schott			草花
ソルガム	Sorghum Moench			飼料作物
ビヤクブ	Stemona japonica (Blume) Miq.			草花
ステビア	Stevia rebaudiana (Berton) Bertoni			工芸作物
ナツツバキ	Stewartia L.			観賞樹
ストレリチア	Streletzia Aiton			草花
ストレプトカーパ	Streptocarpus Lindl.			草花
ストロビランテス	Strobilanthes anisophylla (Wall. ex Hook.) T. Anderson			観賞樹
アニソフィラ	Styrax japonicus Siebold & Zucc.			観賞樹
エゴノキ	Sutera Roth			草花
ステラ	Jamesbrittenia Kuntze			草花
センブリ	Swerthia L.			工芸作物
シンゴナンサス	Syngonanthus chrysanthus (Bong.) Ruhland			草花
クリサンサス	Syngonanthus			草花
ハシドイ	Syringa L.			観賞樹
サンユウカ	Tabernaemontana divaricata (L.) R. Br. ex Roem. & Schult.			観賞樹
	[Ervatamia coronaria (Jacq.) Stapf]			観賞樹

タツカ シヤント リエリ	Tacca chantrieri André	草花
タグテス	Tagetes L.	草花
ナツシロギク	Tanacetum parthenium (L.) Sch. Bip.	草花
	[Chrysanthemum parthenium (L.) Berth.]	
イチイ	Taxus L.	観賞樹
テコマ	Tecoma Juss.	観賞樹
クロベ	Thuja occidentalis L.	観賞樹
アスナロ	Thuja plicata Donn ex D. Don	観賞樹
	Thujopsis dolabrata (L. f.) Siebold & Zucc.	観賞樹
ツンベルギア	Thunbergia Retz.	草花
ティアレラ	Tillandsia L.	草花
トレニア	Torenia L.	草花
ユウギリソウ	Trachelium caeruleum L.	草花
ティカカズラ	Trachelospermum Lem.	観賞樹
トラキメネ コエ	Trachymene coerulea Graham	草花
ムラサキオモト	Tradescantia spathacea Sw.	草花
アカクロバ	Trifolium pratense L.	飼料作物
シロクロバ	Trifolium repens L.	飼料作物
ホトトギス	Tricyrtis Wall.	草花
コムギ	Triticum aestivum L.	食用作物
マカロニコムギ	Triticum turgidum L. subsp. durum (Desf.) Husn.	食用作物
キンレンカ	Tropaeolum majus L.	草花
チュリツプ	Tulipa L.	草花
アキニレ	Ulmus parvifolia Jacq.	林木
ウンキニア	Uncinia rubra Colenso ex Boott	草花
ウロクロア	Urochloa P. Beauv.	飼料作物
	[Brachiaria (Trin.) Griseb.]	飼料作物
ブルーベリー(シヤンボを除く)	Vaccinium L.	果樹

シヤシャンボ	Vaccinium	bracteatum	Thunb.	観賞樹
コケモモ	Vaccinium	vitissidaea	L.	観賞樹
パンダ	Vanda	Jones		草花
バーベナ	Verberna	L.		草花
ウエロニカ	Veronica	bachofenii	Heuff.	草花
	Veronica	longifolia	L.	草花
	Veronica	× media	Schräd.	草花
	Veronica	ornata	Monjuschko	草花
	Veronica	peduncularis	M. Bieb.	草花
	Veronica	spicata	L.	草花
ガズミ	Viburnum	dilatatum	Thunb.	観賞樹
	Viburnum	platanum	L.	観賞樹
ヨウシュカンボク	Viburnum	opulatum	L.	観賞樹
オオデマリ	Viburnum	placatum	Thunb.	観賞樹
ソラメ	Vicia	fabab	L.	観賞樹
小豆	Vigna	angularis	(Willd.) Ohwi & H. W.	食用作物
	Ohashi			
	Phaseolus	angularis	(Willd.) W. W.	食用作物
ピンカ	Vinca	L.		草花
スミレ	Viola	L.		草花
パンジー	Viola	L.		草花
セイヨウニンジンボク	Vitex	agnus-castus	L.	観賞樹
ブドウ	Vitis	L.		果樹
フリースヤ	Vriesia	Lindl.		草花
ヴァーレンベルギア	Wahlenbergia	procumbens	(Thunb.)	草花
ス	W. DC.			
ヴァーレンベルギア	Wahlenbergia	undulata	(L. f.) A. D.	草花
ア	W. DC.			
ウインドウラタ	Wasabia	japonica	(Miq.) Matsu.	野菜
ワサビ	Wasabia	japonica	(Miq.) Matsu.	野菜
タニウツギ	Weigelia	Thunb.		観賞樹
ウエストリンギア	Weigelia	Thunb.		観賞樹
フジ	Wisteria	Nutt.		観賞樹
ライティヤ	Wrightia	antidysenterica	(L.) R. B.	観賞樹
チデイセンテリカ	Wrightia	antidysenterica	(L.) R. B.	観賞樹
ムギワラギク	Xerochrysum	Tzvelev		草花
ザルジアンスキア	Zaluzianskya	ovata	(Benth.) Walp.	草花
オウアタ	Zaluzianskya	ovata	(Benth.) Walp.	草花
ザミオクルカス	Zamioculcas	zamiifolia	(Lodd.) En	草花
ザミフオリア	Zamioculcas	zamiifolia	(Lodd.) En	草花
オランダカイウ	Zantedeschia	Spreng.		草花

トウモロコシ	Zea	mays	L.	飼料作物
ショウガ	Zingiber	officinale	Rooscoe	野菜
ヒヤクニチソウ	Zinnia	L.		草花
シバ	Zoysia	Willd.		飼料作物
ジゴニシア	× Zygonis	sia hort.		草花
ジゴベタラム	Zygopetalum	× Aganisia		草花
その他観賞樹	Zygopetalum	Group		観賞樹
	Chamaecyparis	pisifera	(Siebold & Zucc.) Endl.	観賞樹
	Choisyia	x dewittiana	Geerinck	観賞樹
	Forstythia	x intermedia	Zabel	観賞樹
	Microrobiota	decussata	Kom.	観賞樹
	Parrotia	persica	(DC.) C. A. Mey.	観賞樹
	Picea	glauca	(Moench) Voss	観賞樹
	Schizophragma	hydrangeoides	Siebold & Zucc.	観賞樹
その他球根類	x Rhodoxis	hybrida	B. Mathew	草花
その他ラン類				草花
その他草花 (その他の球根類及びその他ラン類を除く。)	Lepidium	virginicum	L.	草花
	Phlebotidium	aureum	(L.) J. Sm.	草花
	Pilea	peperomioides	Diels	草花
	Schizachyrium	scoparium	(Michx.)	草花
	Nash			草花
	Rehmannia	elata	N. E. Br. ex Prain	草花
	Rehmannia	piasezkii	Maxim. × Rehmannia	草花
	Rehmannia	elata	N. E. Br. ex Prain	草花
別表第二 (第五条関係)	Abelia	R. Br.		和名
Abelia	R. Br.			アベリア属
Abelmoschus	esculentus	(L.) Moench		オクラ種
Abies	sachalinensis	(F. Schmidt) M.		トドマツ種
ast.				
Abutilon	Mill.			アブチロン (イチビ) 属
Accacia	Mill.			アカシア属
Accacia	bailleyana	F. Muell.		ギンヨウアカシア種
Accacia	cognata	Domin		アカシア ユグナータ種
Accacia	fimbriata	A. Cunn. ex G. Don		アカシア フィンブリア種

Alternanthera brasiliiana (L.) Kuntze	アルテルナンテラ ブラジリアナ種
Alternanthera ficoidea (L.) P. Beauv.	アルテルナンテラ フイコイデア種
Alternanthera porrigens Kuntze Revis.	アルテルナンテラ ポリゲンス種
Amaranthus L.	アマランサス属
Amorphophallus rivieri Durieu	コンニャク種
Amorphophallus konjac C. Koch	
Ampelopiss glandulosa (Wall.) Momy.	アンペロプシス グランドウロサ種
Anagallis monelli L.	ルリハコベ (アナガリス モネリ) 種
Ananas comosus (L.) Merr.	パイナップル種
Anemone coronaria L.	イチリンソウ属
Anemone huphensis (Lemoine) Lemoine	ボタニイチゲ種
Anemone rupicola Cambes.	アナモネ フベヘンシス (シュウメイギク) 種
Anemone vitifolia Buch. Ham. ex D.C.	アナモネ ルビコラ種
Angelica keiskei (Miq.) Kooidz.	アネモネ ウイテイフオリア種
Angelonia Bonpl.	アシタバ種
Anigozanthos Labill.	アングロニア属
Annona L.	アニゴザントス属
Anredera cordifolia (Ten.) Steenis	バンレイシ属
Anthemistinctoria L.	アカザカズラ種
Anthurium Schott	アンティミス テインクトリア種
Antigonon leptopus Hook. & Arn.	アンスリウム属
Antirrhinum L.	アサヒカズラ種
Aphelandra squarrosa Nees	キンギョソウ属
Apios americana Medik.	アフエランドラ スクアラサ種
Apium graveolens L.	アメリカホドイモ種
Aptenia cordifolia (L. f.) Schwant.	セルリー種
Aquilegia L.	アプテニア コルデイフオリア種
Arbidoopsis halleri (L.) O. Kane & AlShehbaz subsp. gemmifera (Matsum.) O. Kane & AlShehbaz	オダマキ属
Arbidoopsis thaliana (L.) Heynh.	ハクサンハタザオ亜種
Arachis hypogaea L.	シロイヌナズナ種
Arallia cordata Thunb.	ラッカセイ種
	ウド種

Arallia elata (Miq.) Seem.	タラノギ種
Arctium lappa L.	ゴボウ種
Arctotis L.	マルクトデイス属
Ardisia crenata Sims	マンリョウ種
Ardisia japonica (Thunb.) Blume	ヤブコウジ種
Argemone montana L.	アレナリア モンタナ種
Argemone frutescens (L.) Sch. Bip.	マーガレット種
Chrysanthemum frutescens L.	
Armeria Willd.	アルメリア属
Armoria rusticana P. Gaertn. et al.	セイヨウワサビ種
Artemisia L.	アルデミシア属
Arthropodium candidum Raoul	アルトロポダイウムカ
Asarina Mill.	ンデイドウム種
Assiminea triloba (L.) Dunal	アサリナ属
Asparagus L.	ボボー種
Asparagus officinalis L.	クサスギカズラ (アスパラガス) 属
Aspidistra elatior Blume	アスパラガス種
Asplenium L.	ハラン種
Asplenium antioquum Makino	チャセンシダ属
Asplenium nidus L.	オオタニワタリ種
Aster L.	シマオオタニワタリ種
Aster savatieri Makino	ミヤマヨメナ種
Gymnaster savatieri Makino Kitam.	
Miyamayomena savatieri (Makino) Kitam.	
Astilbe Buch. Ham. ex D. Don	アステイルベ属
Astragalus sinicus L.	レンゲ種
Astrantia major L.	アストランティア属
Athanasia crithmifolia (L.) L.	アストラランディア マヨル種
Athyrium niponicum (Mett.) Hance	アタナシア クリスミフオリア種
Atractylodes macrocephala Kooidz.	イヌワラビ種
Aubrieta Adans.	オオバナオケラ種
Aucuba japonica Thunb.	ムラサキナズナ属
Auricularia auricula-judae (Fr.) Quel.	アオキ種
Auricularia polyttricha (Mont.) Sacc.	きくらげ種
	あらげきくらげ種

Campsis grandiflora (Thunb.) K. Schum.	ノウゼンカズラ種
Campuloclinium macrocephalum (Les s.) DC.	ボンボンアザミ種
Canna L.	カンナ属
Cannabis sativa L.	アサ種
Capsicum L.	トウガラシ属
Capsicum chinense L.	トウガラシ種
Capsicum chinense Jacq.	カブシクム キネンセ種
Carex L.	スゲ属
Carex morrowii Boott	カンスゲ種
Carex oshimensis Nakai	オオシマカンスゲ種
Carex trifida Cav.	カレクス トリフィダ種
Carica papaya L.	パパイヤ種
Carthamus tinctorius L.	ベニバナ種
Caryopteris incana (Thunb.) ex Houtt. Miq.	ダンギク (カリガネソウ) 種
Caryopteris x clandonensis A. Simmonds ex anon.	カリオブテリス クラン ドネシス種
Castanea Mill.	クリ属
Catharanthus roseus (L.) G. Don	ニチニチソウ種
Cinca rosea L.	
Cattleya Group	カトレア類 (カトレア属、カトレア属とブラサボラ属、レーリア属又はソフロニチス属との交雑種及びソフロリア属を含む。)
Ceanothus L.	ケアノツス属
Celosia L.	ケイトウ属
Centaura L.	ヤグルマギク (セントウレア) 属
Centaurium confertum (Pers.) Druce	ケンタウリウム コンフエルツム種
Centaurium erythraea Rafn	ケンタウリウム エリトラエア種
Ceratanthus calcaratus (Hemsl.) G. Taylor	ケラタンツス カルカラツス種
Cerastium willmotianum Stapf.	ケラトステイグマ ウイルモッティアヌム (ルリマツリモドキ) 種
Cercis L.	ハナズオウ属
Cereus Mill.	ケレウス属
Chaenomeles Lindl.	ボケ属

Chamaecyparis pisifera (Siebold & Zucc.) Endl.	サワラ種
Chelone L.	ケロネ属
Chenopodium quinqua Wild.	キノア種
Chimonanthus Lindl.	ロウバイ属
Chionanthus L.	ヒトツバタゴ属
Chlorophytum comosum (Thunb.) Jacq.	オリヅルラン種
Chlorophytum saundersiae (Baker) No rdal	クロロフィツム サウンデシア種
Chloris gayana Kunth	ローズグラス種
Choisyia x dewitteana Geerinck	ショウジア デウイッテアナ種
Chamaecyparis obtusa (Siebold & Zucc.) Endl.	ヒノキ種
Chamaecyparis thuyoides (L.) Britton et al.	ヌマヒノキ種
Chamaelum nobile (L.) All.	カマエメルム ノビレ (ローマカミツレ) 種
Anthemism nobilis L.	カスマンティウム ラティフォリウム (Michx.) Hoffm. Yates
Chrysanthemum L.	キク属
Cineraria saxifraga DC.	シネラリア サキシフラガ種
Cinnamomum camphora (L.) J. S. Presl	クスノキ種
Cinnamomum camphora (L.) Sieb. var. glaucescens Kamikoti	ホウショウ変種
Cirsium Mill.	アザミ属
Citrullus lanatus (Thunb.) Matsum. & Nakai	スイカ種
Citrullus L.	カンキツ属
Citrullus limon (L.) Burm. f.	レモン種
Citrullus x paradisii Macfad.	グレープフルーツ種
Citrullus reticulata Blanco	ポンカン種
Citrullus sinensis (L.) Osbeck	オレンジ種
Citrullus unshiu Marcow.	ウンシュウミカン種
Cladosiphon okamuraanus Tokida	オキナワモズク種
Clarkia amoena (Lehm.) A. Nelson & J. F. Macbr.	クラークア アモエナ種
Godetia Spach	
Clematis L.	クレマチス属
Cleome hassleriana Chodat	セイヨウフウチョウソウ (クレオメソウ) 種
Cleome spinosa Jacq.	クレオメ スピノサ種

<i>Euphorbia lactea</i> Haw.	ユーフォルビア ラクテア種
<i>Euphorbia leucoccephala</i> Lotsy	ユーフォルビア レウコケファラ種
<i>Euphorbia leucodendron</i> Drake	ユーフォルビア レウコデンドロン種
<i>Euphorbia milii</i> Des Moul.	ユーフォルビア ミリ種
<i>Euphorbia pulcherrima</i> Willd. ex Klotzsch	ポインセチア種
<i>Eurya emarginata</i> (Thunb.) Makino	ハマヒサカキ種
<i>Eurya japonica</i> Thunb.	ヒサカキ種
<i>Euryops</i> (Cass.) Cass.	エウリオプス属
<i>Eustoma grandiflorum</i> (Raf.) Shinnors	トルコギキョウ種
<i>Eustoma exaltatum</i> subsp. russellianum (Hook.) Kartesz	
<i>Eustoma russellianum</i> (Hook.) G. Don	
<i>Evolverulus</i> L.	エボルブルス属
<i>Exacum</i> L.	エクサカム属
<i>Fagopyrum esculentum</i> Moench	ソバ種
<i>Fagopyrum tataricum</i> (L.) Gaertn.	ダツタンソバ種
<i>Fargesia murielae</i> (Gamble) T. P. Yi	ファルゲシア ムリエラ種
<i>Fatsia japonica</i> (Thunb.) Decne. & Planch.	ファツヘデラ リゼイ種
<i>Fatshedera lizei</i> (hort. ex Cochet) Guillaumin	
<i>Felicia Cass.</i>	ヤツデ種
<i>Festuca arundinacea</i> Schreb.	フェリキア (ブルーデージー) 属
<i>Festuca glauca</i> Vill.	トルフエスク種
<i>Festuca pratensis</i> Huds.	フェスツカ グラウカ種
<i>Festucolium Aschers. et Graebn.</i>	メドウフェスク種
<i>Ficus auriculata</i> Lour.	フェストロリウム属
<i>Ficus benghalensis</i> L.	フィクス アウリクラタ種
<i>Ficus benjamina</i> L.	ベンガルボダイジュ種
<i>Ficus binnendijkii</i> Miq.	ベンジャミン種
<i>Ficus carica</i> L.	ショウナンゴムノキ種
<i>Ficus elastica</i> Roxb. ex Hornem.	イチジク種
<i>Ficus natalensis</i> Hochst.	ゴムノキ種
	フィクス ナタレンシス種

<i>Ficus pumila</i> L.	オオイタビ種
<i>Ficus religiosa</i> L.	インドボダイジュ種
<i>Ficus rubiginosa</i> Desf. ex Vent.	フィクス ルビギノサ種
<i>Ficus sarmentosa</i> Buch.-Ham. ex Sm	フィクス ツンベルギイ変種
<i>Ficus thunbergii</i> (Maxim.) Corner	
<i>Ficus thumbergii</i> Maxim.	
<i>Fittonia Coem.</i>	フィトニア属
<i>Flammulina velutipes</i> (Fr.) Sing.	えのきたけ種
<i>Forsthyia</i> × <i>intermedia</i> Zabel	アイノコレンギョウ種
<i>Fortunella Swingle</i>	キンカン属
<i>Fragaria</i> L.	イチゴ属
<i>Freesia Eckl. ex Klatt</i>	フリージア属
<i>Freesia laxa</i> (Thunb.) Goldblatt & J. C. Manning	フリージア ラクサ種
<i>Fuchsia</i> L.	フクシア属
<i>Gaillardia Foug.</i>	テンニンギク属
<i>Ganoderma lucidum</i>	まんねんたけ種
<i>Gardenia jasminoides</i> J. Ellis	クチナシ種
× <i>Gasteraloe</i>	ガステラロエ属
<i>Gaultheria procumbens</i> L.	ヒメコウジ種
<i>Gaura</i> L.	ヤマモモソウ属
<i>Gauralintheimeri</i> Engl. & Gray	ヤマモモソウ種
<i>Gazania Gaertn.</i>	ガザニア属
<i>Gentiana</i> L.	リンドウ属
<i>Geranium</i> L.	フウロソウ属
<i>Gerbera</i> L.	ガーベラ属
<i>Glabellus</i> L.	グラジオラス属
<i>Glebionis carinata</i> (Schousb.) Tzvelev	ハナワギク種
<i>Glebionis coronaria</i> (L.) Cass. ex Spach	シュンギク種
<i>Glechoma hederacea</i> L.	グレコマ ヘデラケア種
<i>Globularia arabica</i> Jaub. et Sp.	グロブラリア アラビカ種
<i>Gloriosa</i> L.	グロリオサ属
<i>Gloxinia</i> L. Her.	グロキシニア属
<i>Glycine max</i> (L.) Merr.	ダイズ種
<i>Glycyrrhiza glabra</i> L.	スペインカンゾウ種
<i>Glycyrrhiza uralensis</i> Fisch. ex DC.	ウラルカンゾウ種
<i>Gomesa R. Br.</i>	ゴメサ属
<i>Gomphrena</i> L.	ゴンフレナ (センニチコウ) 属

<i>Goniolimon elatum</i> (Fisch. ex Spreng.) Boiss.	ゴニオリモン エラツム種
<i>Goniolimon tataricum</i> (L.) Boiss.	ゴニオリモン タタリクム種
<i>Goodenia ovata</i> Sm.	ゴオデニア オウアタ種
<i>Gossypium arborescens</i> L.	アジアカワタ種
<i>Gossypium hirsutum</i> L.	ケバカワタ種
<i>Grammatophyllum Blume</i>	グラブトベタルム属
<i>Graptopetalum paraguayense</i> (N. E. Br.) E. Walther.	グアイエンセ種
<i>Sedum weinbergii</i> (hort. ex T. B. Shephard) A. Berger	まいたけ種
<i>Grifolia frondosa</i> (Fr.) S. F. Gray	グズマニア属
<i>Guzmania Ruiz et Pav.</i>	カスミノウ属
<i>Gypsophila L.</i>	ウラハグサ種
<i>Hakonechloa macra</i> (Munro) Makino	マンサク属
<i>Hamamelis L.</i>	ハーデンベルギア属
<i>Hardenbergia Benth.</i>	ハワロシア オブツサ変種
<i>Haworthia cymbiformis</i> (Haw.) Duvall var. <i>obtusata</i> (Haw.) Baker	ハワロシア スプレンドゥス変種
<i>Haworthia obtusa</i> Haw.	ハワロシア
<i>Haworthia magnifica</i> Poelln. var. <i>plendens</i> J. D. Venter & S. A. Hamms	ハワロシア
<i>Haworthia splendens</i> (J. D. Venter & S. A. Hamms) M. Hayashi	ハワロシア
<i>Haworthia mirabilis</i> (Haw.) Haw. var. <i>badiata</i> (Poelln.) M. B. Bayer	ハワロシア
<i>Haworthia badiata</i> Poelln.	ハワロシア
<i>Haworthia mutica</i> Haw.	ハワロシア
<i>Hederacomm. ex Juss.</i>	ヘーベ属
<i>Hedera L.</i>	ヘデラ属
<i>Heliotropium ovalifolium</i> Forssk.	ヘリオトロピウム オウアリフオリウム種
<i>Helieborus L.</i>	ヘレボルス (クリスマスローズ) 属
<i>Heimerocallis L.</i>	ヘメロカリス属
<i>Hemizygia</i> (Benth.) Briq.	ヘミジギア属
<i>Hericiumerinnaceum</i> (Bull Fr.) Pers.	やまぶしたけ種

<i>Hernandia ovigera</i> L.	ハスノハギリ種
<i>Heterocentron elegans</i> (Schltdl.) Kuntze	ヘテロケントロン エレガンス種
<i>Heuchera L.</i>	ホイヘラ (ツボサンゴ) 属
× <i>Heuchereella</i> H. R. Wehrh.	ホイヘラ (ヒューケラ) 属
<i>Hibiscus L.</i>	ハイビスカス属
<i>Hibiscus coccineus</i> Walter	モミジアオイ種
<i>Hibiscus moscheutos</i> L.	クサフヨウ種
<i>Hibiscus syriacus</i> L.	ムクゲ種
<i>Hippeastrum Herb.</i>	ヒツペアストルム (アマリス) 属
<i>Helianthus L.</i>	ヘリクリスム属
<i>Helianthus tuberosus</i> L.	ヒマワリ属
<i>Helioopsis Pers.</i>	キクイモ種
<i>Heliotropium arborescens</i> L.	ヘリオプシス属
<i>Hosta Tratt.</i>	オオムギ種
<i>Hesperozygis Epling</i>	ギボウシ属
<i>Humulus lupulus</i> L.	ヘスペロジギス属
<i>Hyacanthus L.</i>	ホップ種
<i>Hydrangea L.</i>	ヒアシンス属
<i>Hylocereus undatus</i> (Haw.) Britton et Rose	アジサイ属
<i>Hylotelephium H. Ohba</i>	ヒロケレウス ウンダツス (ドラゴンフルーツ) 種
<i>Hypericum L.</i>	ムラサキベンケイソウ属
<i>Hypochaeris L.</i>	ヒペリクム属
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	ヒポエステス フィロス
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	タキア種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	ぶなしめじ種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	しるたもぎたけ種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	イベリス属
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	セイヨウヒイラギ種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	イヌツゲ種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	アマミヒイラギモチ種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	イレクス メセルウエア
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	エ種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	ソヨゴ種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	イレクス ボミトリア種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	シキミ種
<i>Hypochaeris phyllostachya</i> Baker	ホウセンカ属

Linder nia cleistandra W. R. Barker	リンドルニア クレイス
Liriope Lour.	ヤブラン属
Litochia chinensis Sonn.	レイシ種
Litthodora diffusa (Lag.) I. M. Johnst.	リトドラ デイツフサ種
Lobelia L.	ローベリア属
Lobelia alsinoides Lam.	ローベリア アルシノイデス種
Lobelia erinus L.	ローベリア エリヌス(ルリチョウソウ)種
Lobelia valida L. Bolus	ローベリア ウアリダ種
Lobularia Desv.	ロブラリア属
Lolium × boucheanum Kunth	ハイブリッドライグラス種
Lolium multiflorum Lam. ssp. italica (A. Br.) Volkart	イタリアンライグラス亜種
Lolium perenne L.	ペレニアルライグラス種
Lomandra Labill.	ロマンドラ属
Lonicera caerulea L. subsp. edulis (Turcz.) Hulten var. emphyllocalyx (Maxim.) Nakai	クロミノウグイスカグラ(ハスカップ) 変種
Lonicera nitida E. H. Wilson	ロニケラ ニティダ種
Lophomyrtus Burret	ロフォミルツス属
Loropetalum chinense (R. Br.) Oliv.	トキワマンサク種
Leptospermum J. R. Forst. & G. Forsk.	レプトスペルムム属
Luculia Sweet	ルクリア属
Ludisia discolor (Ker Gawl.) A. Ricch.	ホンコンシユスラン種
Lycaste Lindl.	リカステ属
Lychnis L.	センノウ属
Lycoris Herb.	リコリス属
Lycophyllum decastes (Fr.) Sing.	はたけしめじ種
Lycophyllum shimeji (Kawamura) Hongo	ほんしめじ種
Lysimachia barystachys Bunge	ノジトラノオ種
Lysimachia cleftroides Duby	オカトラノオ種
Lysimachia congestiflora Hemsl.	リシマキア コンゲステイフロラ種
Lythrum salicaria L.	エゾミソハギ種
Macrocybe gigantea (Massée) Pegler & Lodge	におうしめじ種
Tricholoma giganteum Massée	

Magnolia L.	モクレン属
Magnolia × soulangeana Soul. - Bod.	マグノリア スーランジアナ種
Malcolmia maritima (L.) R. Br.	マルコムア マリテイマ種
Malpighia emarginata DC.	アセロラ種
Malus Mill.	リンゴ属
Mammillaria humboldtii C. Ehrenb.	マミラリア フンボルドウテイ種
Mandevilla Lindl.	チリソケイ属
Mangifera indica L.	マンゴー種
Matthiola incana (L.) R. Br.	ストック種
Maytenus diversifolia (Maxim.) Ding Hou	ハリツルマサキ種
Mecardonia Ruiz & Pav.	メカルドニア属
Medicago sativa L.	アルファルファ種
Medinilla Gaudich.	メデニラ属
Melaleuca bracteata F. Muell.	メラレウカ ブラクテアタ種
Melampodium leucanthum Torr. & A. Gray	メランポデイウム パルドスム種
[Melampodium paludosum Kunth]	
Melastoma L.	ノボタン属
Melia azedarach L.	センダン種
Mentha L.	ハッカ属
Merrillia giganteus (Persoon.) Friess) Korten	とんびまいたけ種
Mesembryanthemum crystallinum L.	メセンブリアンテムム クリスタリヌム種
Metasequoia glyptostroboides Huert Cheng	メタセコイア種
Microrhiza decussata Kom.	ウスリーヒバ種
Miltonia Group	ミルトニア類(ミルトニア属、ミルトニア属とアダ属、アスパシア属、ブラシア属、コクリオダ属、ロドリゲシア属又はトリコピリア属との交雑種を含む。)
Mimulus L.	ミムルス属
Mirabilis jalapa L.	オシロイバナ種
Miscanthus Andersson	ススキ属
Miscanthus Andersson × Tripsacum	ススキ属×ガマグラス属
Miscanthus oligostachyus Stapf	カリヤスモドキ種

Sapium	sebiferum (L.) Roxb.	ナンキンハゼ種
Sarcandra	glabra (Thunb.) Nakai	センリョウ種
[Chloranthus]	glaber Mak.	
Sarcococca	Lindl.	サルココッカ属
Saxifraga	fortunei Hook. f. var. a	ダイモンジソウ変種
lpinna (Matsum. & Nakai)	Nakai	
Saxifraga	rosacea Moench	
Scabiosa	L.	セイヨウクモマグサ種
Scabiosa	L.	スカビオサ (マツムシソウ) 属
Scaevola	aemula R. Br.	スカエウオラ アエムラ種
Schefflera	elegantissima (Veitch)	シエフレラ エレガント
Lowry & Frodin		イツシマ種
[Dizygotheca]	elegantissima (Veitch)	
h) R. Vig. & Guillaumin]		
Schizachyrium	scoparium (Michx.) N	スキザキリウム スコパ
ash		リウム種
Schlumbergera	Lem.	シュルンベルガラ属
[Zygocactus]	K. Schum.]	
Schisandra	repanda (Siebold & Zuc	マツブサ種
c.) Radlk.		
[Schisandra]	nigra Maxim]	
Schizophragma	hydrangeoides Siebo	イワガラミ種
ld & Zucc.		
Scindapsus	pictus Hassk.	オオシラフカズラ種
Scoparia	L.	スコバリア属
Scutellaria	costaricana H. Wendl.	スクテラリア コスタリ
		カナ種
Secale	cereale L.	ライムギ種
Sedum	L.	マンネングサ属
Sedum	album L.	セドウム アルブム種
Sedum	burrito Moran	セドウム プリト種
Sedum	dasyphyllum L.	セドウム ダシフィ
		ム種
Sedum	japonicum Siebold ex Miq.	メノマンネングサ種
Sedum	lineare Thunb.	オノマンネングサ種
Sedum	mexicanum Britton	メキシコマンネングサ種
Sedum	morganianum E. Walther	セドウム モルガニア
		ム種
Sedum	sarmentosum Bunge	ツルマンネングサ種
Seemannia	nematanthoides (Kuntze)	シーマニア ネマタント
K. Schum.		イデス種
[Gloxinia]	nematanthoides (O. Kuntz	
e) Wiehl.]		

Seemannia	sylvatica (Kuntz) Hanst.	シーマニア シルウアテ
[Gloxinia]	sylvatica (H. B. U.) Wiehl	イカ種
er]		
[Gloxinia]	sylvatica (Kuntz) Wiehle	
er]		
Selaginella	P. Beauv.	イワヒバ属
Sempervivum	L.	センペルウィウム属
Senecio	candidans DC.	セネキオ カンディダン
		ス種
Senecio	macroglossus DC.	セネキオ マクログロッ
		ス種
Senecio	corymbosa (Lam.) H. S. Irwin	ハナセンナ種
& Barneby		
Senna	pendula var. glabrata (Vogel	コバノセンナ変種
l) H. S. Irwin & Barneby		
Serruria	Salisb.	セルリア属
Sesamum	indicum L.	ゴマ種
Setaria	italica (L.) P. Beauv.	アワ種
Sidalcea	malviflora (DC.) A. Graye	シダルケア マルウイフ
x Benth.		ロラ種
Silene	L.	シレネ属
Sinningia	speciosa (G. Lodd.) Hieron	シンニンギア種
Skimmia	japonica Thunb.	ミヤマシキミ種
Smallanthus	sonchifolius (Poepp.	ヤコン種
& Eendl.) H. Rob.		
Solanum	glaucoophyllum Desf.	ルリヤナギ種
Symphoricarpos	Duham.	シンフオリカルボス属
Solanum	L.	ナス属
Solanum	habrochaites S. Knapp & D	ナス属
M. Spooner		ス種
Solanum	lycopersicum L.	トマト種
Solanum	melongena L.	ナス種
Solanum	muricatum Aiton	ペピーノ種
Solanum	peruvianum L.	ソラヌム ペルウィア </td
		ム種
Solanum	pseudocapsicum L.	フコサンゴ種
Solanum	tuberosum L.	バレイショ種
× Solidastrer	lutens (Everett) M. L	ソリダステル ルテウ
Green ex Dress		ス種
Solidago	L.	ソリダゴ属
Sonerila	Roxb.	ソネリラ属
Sorbus	commixta Hedl.	ナナカマド種
Sparassis	crispata Wulff. Fr.	はなびらたけ種
Spinaclia	oleracea L.	ホウレンソウ種

Thunbergia L.	シモツケ属
Spiraea japonica L. f.	シモツケ種
Spiraea thunbergii Siebold ex Blume	ユキヤナギ種
Spathiphyllum Schott	スパシフィラム属
Sorghum Moench	ソルガム属
Stemona japonica (Blume) Miq.	ビヤクブ種
Stevia rebaudiana (Bertoni) Bertoni	ステビア種
Stewartia L.	ナツツバキ属
Streptocarpus Aiton	ストレリチア属
Streptocarpus Lindl.	ストレプトカーパス属
Strobilanthus anisophylla (Wall. ex Hook.) T. Andersson	ストロビランテス アニソフィラ種
Strobilanthus sanguinea (Hook.) Sond.	ストロマンテ サングイネア種
Styrax japonicus Siebold & Zucc.	エゴノキ種
Sutera Roth	ステラ属
Swerthia L.	センブリ属
Syngonanthus chrysanthus (Bong.) Ruhlmann	シンゴナンサス クリサンサス種
Syringa L.	ハシドイ属
Syzygium buxifolium Hook. et Arn.	アデク種
Tabernaemontana divaricata (L.) R. Br. ex Roem. & Schult.	サンユウカ種
Ervatamia coronaria (Jacq.) Stapf	タツカ シヤントリエリ種
Tagetes L.	タゲテス属
Tanacetum parthenium (L.) Sch. Bip.	ナツシロギク種
Chrysanthemum parthenium (L.) Bernh.	
Taxus L.	イチイ属
Tecoma Juss.	テコマ属
Tetradlea thymifolia Sm.	テトラテカ テイミフォリア種
Thunbergia L.	クロベ属
Thunbergia occidentalis L.	ニオイヒバ種
Thunbergia pliocata Donn. ex D. Don	ベイスギ種
Thunbergia dolabrata (L. f.) Siebold & Zucc.	アスナロ種

Thunbergia Retz.	ツンベルギア属
Thymus L.	タイムス属
Tiarella L.	ティアレラ属
Tibouchina Aubl.	ティボウキナ属
Tillandsia L.	トレニア属
Torenia L.	ユウギリソウ種
Trachelium caeruleum L.	ティカカズラ属
Trachelium cooperi Lehm.	トラキメネ コエルレア種
Tradescantia cerinthoides Kunth	トラデスカンティア セリンソイデス種
Tradescantia spathacea Sw.	ムラサキオモト種
Trifolium pratense L.	アカクロバ種
Trifolium repens L.	シロクロバ種
Tricyrtis Wall.	ホトトギス属
Tritium aestivum L.	コムギ種
Tritium turgidum L. subsp. didcocoides (Korn. ex Asch. & Graebn.) Thell. × Tritium turgidum L. subsp. durum (Desf.) Husn.	エンマールコムギ亜種 × マカロニコムギ亜種
Tritium turgidum L. subsp. durum (Desf.) Husn.	マカロニコムギ亜種
Tropaeolum majus L.	キンレンカ種
Tulipa L.	チューリップ属
Ugni molinae Turcz.	ウグニ モリナエ種
Ulmus parvifolia Jacq.	アキニレ種
Urtica rupestris Boott	ウルクニア ルブラ種
Urtica rupestris Boott	ウルクニア属
Brachiaria (Trin.) Griseb.	スノキ (ブルーベリー) 属
Vaccinium L.	シャヤンボ種
Vaccinium bracteatum Thunb.	コケモモ種
Vaccinium vitis-idaea L.	バンダ属
Vanda Jones	バーベナ属
Verbenia L.	ウエロニカ バコフエニ種
Veronica bachofenii Heuff.	ウエロニカ ロンギフォリア種
Veronica longifolia L.	ウエロニカ メデア種
Veronica × media Schrad.	トウテイラン種
Veronica pernatata Monjuschko	ウエロニカ ペドウンク
Veronica peduncularis M. Bieb.	ウエロニカ ペドウンク

Veronica spicata L.	ウエロニカ スピカタ種
Veronicastrum virginicum (L.) Farw.	ヴェロニカストルム ヴァージニカム種
Viburnum dilatatum Thunb.	ガマズミ種
Viburnum lantanale L.	ワイブルヌム ランタナ種
Viburnum odoratissimum Ker Gawl.	サンゴジュ種
Viburnum populus L.	ヨウシュカンボク種
Viburnum phlebotrichum Siebold & Zucc.	オトコヨウゾメ種
Viburnum plicatum Thunb.	オオデマリ種
Vicia angulalis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	ソラマメ種
Phaseolus angularis (Willd.) W. Wight	小豆種
Vinca L.	ビンカ属
Viola L.	スミレ属
Vitex agnus-castus L.	セイヨウニンジンボク種
Vitex trifolia L.	ウイテクス トリフオリア種
Vitis L.	ブドウ属
Vriesea Lindl.	フリーセア属
Wahlenbergia procumbens (Thunb.) A. D.C.	ヴァーレンベルギア ロクムベンス種
Wahlenbergia undulata (L. f.) A. D.C.	ヴァーレンベルギア ウンドウラタ種
Wasabia japonica (Miq.) Matsum.	ワサビ種
Wegelia Thunb.	タニウツギ属
Westringia Sm.	ウエストリンギア属
Wisteria Nutt.	フジ属
Wrightia antidysenterica (L.) R. Br.	ライティア アンチディセンテリカ種
Xerochrysum Tzvelev	ムギワラギク属
Zaluzianskya ovata (Benth.) Walp.	ザルジアンスキア オウアタ種
Zamia oculcas zamiifolia (Lodd.) Engelm.	ザミオクルカス ザミーフオリア種
Zantedeschia Spreng.	オランダカイウ属
Zeamays L.	トウモロコシ種
Zingiber officinale Roscoe	ショウガ種
Zinnia L.	ヒヤクニチソウ属
Ziziphus Mill.	ナツメ属
Zoysia Willd.	シバ属

× Zygopentaria hort.	ジゴニシア属
「Zygopentaria」 × Aganisia	ジゴペタラム類 (ジゴペタラム属、ジゴペタラム属とネオガドネリア属又はパプステディア (コラックス) 属との交雑種及びコンドロリンカ属を含む)
Zygopentaria Group	
別表第三の一 (第十一条の三関係)	
農林水産植物の種類	金額
観賞樹、果樹、林木その他の木本	九万三千円
きのこ	四十二万四千円
上記以外の種類	九万三千円
別表第三の二 (第十一条の三関係)	
区分	年数
カエデ、マタタビ、バンレイシ、パバイヤ、クリ、オレンジ類、香酸カンキツ類、ブント類、その他カンキツ類、ウンシュウミカン、ハンカチノキ、カキノキ、ビワ、イチジク、キンカン、クلمي、アセロラ、リンゴ、マンゴー、オリブ、コノテガシワ、カラタチ、サクラ、スモモ (ニホンスモモを除く)、アンズ、オウトウ (甘果)、ウメ、モモ及びネクタリン、ニホンスモモ、ユスラウメ、カリン、セイヨウナシ、ニホンナシ、ナンキンハゼ、エゴノキ、ブドウ	五年
パインアップル、ヒロケレウス、ウンダツス (ドラゴンフルーツ)、クロミノウグイスカグラ (ハスカップ)、クワ、ムサ、アクミナタ、パッションフルーツ、キイチゴ類 (ラズベリーを除く)、ラズベリー、マツブサ、ブルーベリー (シャシャンボを除く)	四年
茶、観賞樹に属する区分 (カエデ、フジウツギ、ハンカチノキ、デロスベルマ、ポインセチア、ヘーベ、ランタナ、チリソケイ、コノテガシワ、サクラ、バラ、ナンキンハゼ、エゴノキを除く)	三年
上記以外の区分	一年
別表第三の三 (第十一条の三関係)	
農林水産植物 特別な調査を要する重要な形質の区分	金額
トリカブト	十三万五千元
アルカロイド含有率	一万七千元
乾物率	一万七千元
分球の強弱 (シャロット品種に限る。)	一万七千元
球のキログラム当たりの成長点の数	一万七千元
球の乾物率	一万七千元
貯蔵中のほう芽期	六万七千元
雄性不稔性	五万円
ほう芽期	一万四千元
荒粉歩留り	一万七千元
精粉歩留り	八千五百円
精粉組成	八千五百円

ハツカ	ナミクキセンチュウ抵抗性	二十万円
	アルファルファ炭そ病抵抗性	二十万円
	フイトフトラ根腐病抵抗性	十七万六千円
	コンドウヒゲナガアブラムシ抵抗性	十七万六千円
	アルファルファアブラムシ抵抗性	十七万六千円
	アルファルファそばかす病抵抗性	九万三千円
	メントール含有率	十三万五千円
	カルボン含有率	十三万五千円
クワ	さし木の発根性（飼料用品種に限る。）	九万三千円
タバコ	立枯病抵抗性	十三万三千円
	疫病抵抗性	二十万円
	PVY抵抗性	二十二万五千円
	黒根病抵抗性	二十二万五千円
	TMV抵抗性	二十二万五千円
	うどんこ病抵抗性	二十万円
稲	胚乳のアミロース含量	一万七千円
	外穎のフェノール反応による着色	一万七千円
	精米のアルカリ崩壊性	一万七千円
	低温発芽性（陸稲品種に限る。）	十万二千円
	障害型耐冷性	九万三千円
	耐倒伏性	九万三千円
	高温登熟性	十八万千円
	グルテリン含量	七万三千円
	カドミウム吸収性	十八万四千円
	セシウム吸収性	十八万三千円
	穂発芽性	一万七千円
	ピリミジニルカルボキシ系除草剤（ピスピリバックナトリウム塩）抵抗性	十万二千円
	いもち病抵抗性推定遺伝子型	十四万八千円
	葉いもちほ場抵抗性	十一万九千円
	穂いもちほ場抵抗性	十九万二千円
	白葉枯病抵抗性品種群別	十六万二千円
	白葉枯病ほ場抵抗性	十六万二千円
	しま葉枯病抵抗性品種群別	十二万三千円
	ツマグロヨコバイ抵抗性品種群別	十七万三千円
	トビイロウンカ抵抗性推定遺伝子型	十二万三千円
	ごま葉枯病ほ場抵抗性	十九万二千円
シヤクヤク	ベオニフロリン含量（薬用品種に限る。）	十三万五千円
オタネニンジン	オタネニンジンエキス含量	一万七千円
	サポニンの有無	十三万五千円
チモシー	斑点病抵抗性	九万三千円
モモ及びネクタリン	果肉の軟化	十六万五千円

ニホンナシ	果肉の溶性	十六万五千円
ダイコン	黒斑病抵抗性	七万五千円
	ダイコンの空洞	九万三千円
ジョウ	雄性不稔性	九万三千円
	エタノールエキス含有率	一万七千円
ダイオウ	乾物率	一万七千円
	エタノールエキス含有率（薬用品種に限る。）	一万七千円
	センノサイドA含有率（薬用品種に限る。）	十三万五千円
	乾物率（薬用品種に限る。）	一万七千円
サトウキビ	黒穂病抵抗性	二十五万円
ライムギ	まき性	五万円
ゴマ	セサミン含有量	十三万五千円
トマト	全固形物量	一万七千円
	スクロース含有量の有無	十三万五千円
	リコペン含有量	十三万五千円
	サツマイモネコブセンチュウ抵抗性	六万円
	半身萎凋病抵抗性	二十万円
	萎凋病レース1抵抗性	六万円
	萎凋病レース2抵抗性	六万円
	萎凋病レース3抵抗性	六万円
	根腐萎凋病抵抗性	二十万円
	薬かび病レース0抵抗性	二十万円
	トマトモザイクウイルス系統0抵抗性	十七万六千円
	トマトモザイクウイルス系統1抵抗性	十七万六千円
	トマトモザイクウイルス系統2抵抗性	十七万六千円
	疫病抵抗性	二十万円
	斑点病抵抗性	二十万円
	青枯病抵抗性	十七万六千円
	黄化葉巻病（TYLCV）イスラエル系統抵抗性	二十万円
	黄化葉巻病（TYLCV）マイルド系統抵抗性	二十万円
	かいよう病抵抗性	二十万円
	休眠期間	一万四千円
	ジャガイモシストセンチュウ抵抗性	十七万七千円
ホウレンソウ	抽だい期	五万円
	べと病レース1抵抗性	十七万六千円
	べと病レース2抵抗性	十七万六千円
	べと病レース3抵抗性	十七万六千円
	べと病レース4抵抗性	十七万六千円
	べと病レース5抵抗性	十七万六千円
	べと病レース6抵抗性	十七万六千円
	べと病レース7抵抗性	十七万六千円
	べと病レース8抵抗性	十七万六千円
	べと病レース10抵抗性	十七万六千円
	べと病レース11抵抗性	十七万六千円

[illegible]

[illegible]

2008		2007		2006		2005		2004				2003		2002													
CLSA	SSA	CLSA	SSA	CLSA	SSA	CLSA	SSA	CLSA	SSA			CLSA	SSA	CLSA	SSA												
Nevskii	Psylliostachys (Jaub. & Spach)	Limnium Mill.	Goniolimon Boiss.	Chrysanthemum L.		Ajania Poljakov	Petunia Juss.	Calibrachoa Cerv.	Lactuca	Cichorium L.	Trifolium L.	Ornithopus Mill	Onobrychis	Medicago L.	Lotus L.	Poa L.	Phleum L.	Phalaris L.	Lolium L.	× Festulolium Aschers. et Graebn.	Festuca L.	Dactylis L.	Agrostis L.	Setaria L.	Panicum L.	Triticum L.	
フィシリオスタキス属	リモニウム属	ゴニオリモン属	(スターチス類)	キク属		ペチュニア属	アヤニア属	カリブラコア属	アキノノゲシ(レタス)属	キクニガナ(チコリー)属	シャジクソウ(クローバー)属	ツノウマゴヤシ属	オノブリキス属	アルファルフア属		ミヤコグサ属	イチゴツナギ属	アワガエリ属	クサヨシ属	ロリウム(ライグラス)属	フェストロリウム属	フエスク属	カモガヤ属		エノコログサ属	ヌカボ属	コムギ属

219 S S C L A			218 S S C L A			217 S S C L A			215 S S C L A			214 S S C L A		
Conoclinium D.C.	Chromolaena D.C.	Campuloclinium D.C.	ob. Bartlettina R. M. King & H. Rob.	Asplundianthus R. M. King & H.	Ageratina Spach	ob. Acanthostyles R. M. King & H. R.	Eupatorium L.	Glandularia J. F. Gmel.	Zygopetalum Group	Oncidium Group		Odontoglossum Group		
コノクリニウム属	ヒマワリヒヨドリ属	カンブロクリニウム属	バルトレッティナ属	アスプルンディアンツス属	マルバフジバカマ属	アカントステイレス属	ヒヨドリバナ属	グランデュラリア属	ジゴペタラム類 (ジゴペタラム属、ジゴペタラム属とネオガードネリア属又はパプステイア (コラックス) 属との交雑種及びコンドロリンカ属を含む。)	バーベナ属	オンシジウム類 (オンシジウム属、オンシジウム属とゴメサ属、イオノプシス属又はゼレンコア属との交雑種を含む。)	オンシジウム属 (オンシジウム属、オンシジウム属又はロドリゲシア属との交雑種及びフオイルステケアラ属、ウィルソナラ属を含む。)	オドントグロッサム属、オドントグロッサム属とアダ属、アスパシア属、ブラシア属、コクリオダ属、コンパレチア属、ゴメサ属、ミルトニア属、オンシジウム属又はロドリゲシア属との交雑種及びフオイルステケアラ属、ウィルソナラ属を含む。)	ア属又はトリコピリア属との交雑種を含む。)

Cronquistianthus R. M. King & H. Rob.	Eutrochium Raf.	Fleischmannia Sch. Bip.	Praxelis Cass.	Vierckia R. M. King & H. Rob.
クロンクイステイアンツス属	エウトロキウム属	フレイシュマンニア属	ブラクセリス属	ウィーレッキア属

別記
様式第一号（第五条関係）

ここに収入印紙をちょう付してください。
収入印紙は、消印や汚損等しないでください。

(ちょう付した収入印紙の額 円)

品 種 登 録 願

農林水産大臣 殿
年 月 日

種苗法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり出願します。
(この願書を提出する者)
☐出願者 ☐代理人 (品種登録管理人を含む。以下同じ) (1、(3)に記載)

1. 出願者
- (1) 住所又は居所並びに氏名又は名称
- フリガナ
住所又は居所：(〒)
- フリガナ
氏名又は名称：
(ローマ字表記)：
(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常
使用している英語名称を記載すること。
- 法人の場合には代表者氏名：
電話番号：
FAX 番号：
E-mail アドレス：
- ☐上記の他に出願者はいない。
☐上記の他に出願者がいる。(出願者が複数ある場合には、2人目からは別紙に同じ
欄を人数分設けて全員記載すること。)

- (2) 出願者の国籍：
(出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を
記載すること。)
- (3) 代理人 (代理人による出願の場合のみ記載すること。)
- フリガナ
住所又は居所：(〒)
- フリガナ
氏名又は名称：
(ローマ字表記)：
(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常
使用している英語名称を記載すること。
- 法人の場合には代表者氏名：
電話番号：
FAX 番号：
E-mail アドレス：
- ☐上記の他に代理人はいない。
☐上記の他に代理人がいる。(代理人が複数ある場合には、2人目からは別紙に同じ
欄を人数分設けて全員記載すること。)

2. 文書送付先 (国内の住所等)
- (1) 住所又は居所：(〒)
- あて名：
電話番号：
FAX 番号： (1、(1)又は(3)と同一である場合は省略可。)
- E-mail アドレス： (1、(1)又は(3)と同一である場合は省略可。)
- (2) 上記(1)の住所又は居所は、次のものである。
☐出願者の1人 ☐代理人 ☐業務用住所 (非居住者の場合など)

3. 農林水産植物の種類
字 名（ローマ字）：
和 名：

4. 出版品種の名称

フリガナ																				
品種名称																				
ローマ字表記																				

（ます目に記入された文字が正式な出版品種の名称となるので、誤記のないように、ます目に上段から左詰めで1文字ずつ記入すること。名称中にスペースを入れる場合に限り、文字と文字の間に空白のます目を設けることができる。仮名文字の場合の撥音（ゃ、ゅ、ょ等）及び促音（っ・っ）は、ます目の左下に記載する。）

5. 出版品種の育成者
(1) 本品種を育成した者は、
☐ 出願者と同一である。（育成者の氏名及び住所を記載する必要はない。）
☐ 出願者と異なる。

フリガナ
住所又は居所：（〒）
フリガナ
氏 名：
（ローマ字表記）：

☐ 別紙あり（複数名の場合には、「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。）

(2) （育成をした者と出願者が異なる場合）出願者が品種登録を受ける地位にある理由は、次のとおり。
☐ 職務育成品種
☐ 契約（特許承認）
☐ 相続等（一般承認）
☐ その他（具体的に記載）：

(3) 本品種が育成された国：

6. 外国での出願
☐ 該当する。（以下に記載すること。）
国又は政府機関機関名：
出願年月日：年 月 日
出願番号：
審査状況 ☐ 審査中 ☐ 拒絶 ☐ 取下げ ☐ 登録
☐ 品種名称：又は ☐ 仮名称：
☐ 別紙あり（出願先が複数ある場合には、「□」に「レ」を付し、2件目からは別紙に同じ欄を必要数設けて全て記載すること。）

7. 優先権の主張
☐ 該当する。（以下に記載すること。）
以下の出願に関して優先権を主張します。
国又は政府機関機関名：
出願年月日：年 月 日
出願した品種名称：

8. 本品種の種苗又は収穫物を案として譲渡した履歴
(1) 日本における譲渡
☐ 譲渡していない。
☐ 譲渡した。（以下に記載すること。）
年 月 日に日本で最初の譲渡を行った。
譲渡時の名称：
(2) 外国における譲渡
☐ 譲渡していない。
☐ 譲渡した。（以下に記載すること。）
年 月 日に（国名）で最初の譲渡を行った。
譲渡時の名称：

9. 外国の審査当局における特性審査の実施状況（最先願の国についてのみ記載すること。）
出願品種の特性審査については、
☐（国名）_____で完了した。
☐（国名）_____で実施中。
☐（国名）_____でまだ開始されていない。
☐（国名）_____では実施しない。
10. 出願品種の形質及び出願者が保持していると思料する出願品種の特性
様式第2号の説明書の「5. 出願品種の形質及び特性」に記載するとおり。
11. 他法律の規定による出願料の特例規定の適用
☐適用なし
☐適用あり（以下に法律名及び同法に規定する確認書の番号を記載すること。）
法律名_____
確認書の番号_____
12. 種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報
(1) 種苗法第21条の2第1項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第8号の2関係）
☐届出あり
☐届出なし
(2) 種苗法第21条の2第1項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第8号の3関係）
☐届出あり
☐届出なし
13. 宣誓
私/我々は、私/我々の知りうる限りにおいて、この品種登録願、説明書及びこれらに
関係する書類に記載し、申告する出願品種の審査のために必要な情報が適切であること
をここに宣誓します。
（出願者又は代理人が宣誓すること。）
- ☐はい ☐いいえ

- （願書別紙）
1. 出願者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）
フリガナ
住所又は居所：（〒_____） _____

フリガナ
氏名又は名称： _____
（ローマ字表記）： _____
（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常
使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： _____

電話番号： _____

FAX 番号： _____

E-mail アドレス： _____

出願者の国籍： _____
（出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記
載すること。）
2. 代理人（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）
フリガナ
住所又は居所：（〒_____） _____

フリガナ
氏名又は名称： _____
（ローマ字表記）： _____
（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常
使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： _____

電話番号： _____

FAX 番号： _____

E-mail アドレス： _____

3. 出願品種の育成者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ

住所又は居所：（〒_____）_____

フリガナ

氏 名：_____

（ローマ字表記）：_____

4. 外国での出願（2件目からは記載欄を必要数設けて全て記載すること。）

国又は政府機関同名：_____

出願年月日：_____年 _____月 _____日

出願番号：_____

審査状況 ☐審査中 ☐拒絶 ☐取下げ ☐登録

☐品種名称：_____ 又は ☐仮名称：_____

(別添様式)

品種登録願を補足する情報

1. 出願者（品種登録願「1. 出願者」関係の補足）

(1) 共同出願の場合において、持分の定めがある場合には、出願者全員の氏名又は名称並びにその持分を記載すること。なお、持分については、分数で、その合計が1となるように記載すること。

氏名又は名称：_____ 持分：_____

氏名又は名称：_____ 持分：_____

氏名又は名称：_____ 持分：_____

氏名又は名称：_____ 持分：_____

氏名又は名称：_____ 持分：_____

（行が不足する場合には、本欄に行を追加して記載する。）

(2) 共同出願の場合において、種苗法第23条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約がある場合には、この欄に当該定め又は契約がある旨を記載すること。

(3) 出願者が外国法人の場合には、法人の法的性質を記載すること。

2. 職務育成品種（品種登録願「5. 出願品種の育成者」関係の補足）

本出願品種が職務育成品種である場合には、次の「□」のいずれかに「レ」を付すこと。

☐使用者等による出願（下欄に使用者等の名称及び住所を記載）

使用者等の名称：_____

住 所：_____

[Ⅰ. 提出物件及び添付書面の目録]

願書に添付した書類等の「□」に「レ」を付すこと。

- ☐ 1. 願書様式

☐ 願書別紙 1. 出願者（2人目以降）
☐ 願書別紙 2. 代理人（2人目以降）
☐ 願書別紙 3. 出願品種の育成者（2人目以降）
☐ 願書別紙 4. 外国での出願（2件目以降）
- ☐ 2. 品種登録願を補足する情報を記載した書面

☐ 3. 説明書

☐ 4. 代理人により出願する場合は、その権限を証明する書面（委任状等）

☐ 5. 出願者が種苗法第 11 条第 1 項の規定により優先権を主張する場合は、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面（原文及び翻訳文）

☐ 6. 出願品種の植物体の写真

☐ 7. 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合は、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面（譲渡証明書等）

☐ 8. 出願者が外国人（外国法人を含む。）である場合は、次に掲げる書面
- ☐ (1) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所。以下8において「住所等」という。）を有するとき

出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面

☐ (2) 出願者が締約国等又は同盟国の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき

出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

☐ (3) 出願者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき

☐ a 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

☐ b 当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対して日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）（原文及び翻訳文）

☐ c 当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面（原文及び翻訳文）

☐ (4) 出願者が日本国以外の種苗法第 10 条第 4 号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき

出願者が日本国以外の種苗法第 10 条第 4 号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

- ☐ 9. 試作データ（別紙）
- ☐ 10. その他（書類名を記載すること）

[Ⅱ. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による届出に関する情報]

1. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第 8 号の 2 関係）

☐ 届出あり
2. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第 8 号の 3 関係）

☐ 届出あり

(2) 品種の栽培又は審査の実施に関連して、特別な条件はありますか。

☐はい

☐いいえ

「はい」の場合、その内容を記載してください。

(3) その他の情報
(a) 出願品種の主たる用途

(b) 出願品種の写真（添付書類として提出する。）

8. 栽培の承認
(1) 出願品種は、環境保全並びに人間及び動物の健康保護に関して、関係する法令に基づきその栽培について事前の承認等が必要ですか。

☐はい

☐いいえ

(2) (1)が「はい」の場合、その承認等に関係する法令の名称を記載してください。

(3) (1)が「はい」の場合、その承認等を既に得ていますか。

☐はい

☐いいえ

(4) (3)が「はい」の場合、その承認等のコピーを添付してください。

9. 審査用種苗に関する情報
特性は、病害虫、薬物処理（例：生長抑制剤等）、組織培養の影響、台木の違い、採種条件の違い等の要因により影響を受けることがあります。審査用種苗の提出については、審査当局の指示に従ってください。ただし、通常の栽培において、以下のような処理を行っている場合には、次の(1)から(4)までの該当する項に「レ」を付した上で、「はい」の場合その詳細を記載してください。
(1) 微生物（例：ウイルス、細菌、菌類）

☐はい

☐いいえ

(2) 薬物処理（例：生長抑制剤等）

☐はい

☐いいえ

(3) 組織培養

☐はい

☐いいえ

(4) その他の要素

☐はい

☐いいえ

「はい」の場合は詳細を記載してください。

10. 出願品種の栽培状況に関する情報
(1) 種子又は種苗を種苗としない品種の場合において、特性を確認できる植物体の維持及び保存の状況（維持及び保存場所の住所及び方法）について記載してください。
(a) 維持及び保存場所の住所：

(b) 維持及び保存の方法：

(2) 日本国内における現地調査が可能な栽培場所について記載してください。栽培場所をまだ定めていない場合には、栽培場所を設定する予定年月を記載してください。
住 所（〒）
：
交通機関：（最寄り駅）：
栽培場所設定の予定年月：年月
(3) 日本国内における作型について記載してください。
☐露地 ☐施設 （施設の種類）：
上記作型に基づき、は種等の時期を以下に記載してください。
(a) は種、植付け等の通期
は 種 月 旬～月 旬
植付け 月 旬～月 旬
接ぎ木 月 旬～月 旬
挿し木 月 旬～月 旬
その他（） 月 旬～月 旬
(b) 開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に資した生育ステージの時期等
開花期 月 旬～月 旬
収穫期 月 旬～月 旬
成熟期 月 旬～月 旬
その他（） 月 旬～月 旬

様式第三号（第九条関係）

特定承継による出願者の名義変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

変更前の出願者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

変更前の出願者の代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

出願者の名義の変更を受けようとする者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

出願者の名義の変更を受けようとする者の代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 名義変更の年月日 年 月 日
- 6 名義変更の事由
- 7 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限る。）

- 8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第254条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約（契約がある場合に限る。）
- 9 添付書類の目録
 - ☐ 承継人であることを証明する書面（譲渡証明書等）
 - ☐ 代理人により出願者の名義の変更を受けようとする場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
 - ☐ 出願者の名義の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面（原文及び翻訳文）

(備考)
9については添付書類名の前の「☐」に「レ」を付す。

様式第四号（第九条関係）

一般承継による出願者の名義変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

承継人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 出願品種の名称

5 名義変更の年月日 年 月 日

6 名義変更の事由

7 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限る。）

8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約（契約がある場合に限る。）

9 添付書類の目録
☐一般承継人であることを証明する書面
☐代理人により一般承継による出願者の名義変更を届け出る場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
☐出願者の名義の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面（原文及び翻訳文）

(備考)
9については添付書類名の前の「☐」に「レ」を付す。

様式第五号（第十一条関係）

出 願 取 下 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の品種登録出願を取り下げます。

記

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 出願品種の名称

様式第六号（第十一条関係）

出 願 放 棄 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の品種登録出願を放棄します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

様式第六号の二（第十一条の二関係）

現地調査・栽培試験結果報告書
(出願品種の審査)

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事

下記のとおり、出願品種の現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願年月日 年 月 日
- 3 出願者
氏名又は名称：
住所又は居所：
- 4 代理人
氏名又は名称：
住所又は居所：
- 5 農林水産植物の種類
学名：
和名：
- 6 出願品種の名称
- 7 育成者
氏名：
- 8 調査方法
- 9 現地調査・栽培試験機関名
名称：
住所：

- 10 現地調査・栽培試験場所名
名称：
住所：
- 11 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 12 技術審査結果及び結論
(1) 区別性の報告
この品種は、公知の
他の品種と明確に区別することができる []
他の品種と明確に区別することができない []
(2) 均一性の報告
この品種は、その繁殖方法を考慮して、
十分に均一である []
十分に均一でない []
(3) 安定性の報告
この品種は、その重要な形質について、
安定している []
安定していない []
- 13 その他
- 14 現地調査・栽培試験実施責任者
氏名：
- (備考)
品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願者
氏名又は名称：
住所又は居所：
- 3 農林水産植物の種類
学名：
和名：
- 4 出願品種の名称
- 5 審査基準の番号
- 6 現地調査・栽培試験機関名
名称：
住所：
- 7 現地調査・栽培試験場所名
名称：
住所：
- 8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 9 特性表
UPOV 番号 日本番号 形質 特性 附級値 注記
- 10 類似品種及びそれらとの相違点
(類似品種の名称、類似品種と相違する形質、類似品種の特性及び出願品種の特性について記載すること。)
- 11 添付資料
(1) 写真
(2) 類似品種の特性表
(3) その他審査に必要な資料
- (備考)
1 9に列記した形質で類似品種の絞り込みをした場合には、用いた形質のそれぞれの形質番号の前に「G」を付す。

- 2 9において、UPWテストガイドラインでアスタリスク（*）が付されている形質は本表においてもUPWテストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付す。
- 3 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。
- 4 写真は、出願品種の特性、均一性及び類似品種との区別性が十分確認することができるものであること。
- 5 類似品種の特性表は9の特性表様式による。

様式第六号の三（第十一条の三関係）

手 数 料 納 付 書
(出願品種の審査・審査特性の訂正)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 15 条の 3 第 1 項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 手数料の通知の日付 年 月 日
- 6 金額
金額 _____ 円

(ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。)

様式第七号（第十二条関係）

意見書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第17条第3項に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 拒絶理由通知の日付 年 月 日
- 6 意見の内容
- 7 証拠方法
- 8 添付書類又は添付物件の目録

様式第七号の二（第十二条の二関係）

審査特性の訂正請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 17 条の 2 第2項の規定に基づき、下記のとおり、審査特性の訂正を求めます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 審査特性の通知の日付 年 月 日
- 6 訂正の内容
 - (1) 訂正事項
形質番号 形質名 特 性 出願品種の階級値（特性値）
 - (2) 訂正を求める理由
- 7 添付書類の日録
出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料

- (備考)
- 1 6 (1)の訂正事項は、出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性を記載する。
- 2 出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料を添付する（品種登録出願の際、出願品種の特性を記載しなかった形質については、審査特性の訂正請求はできない。）。

様式第七号の三（第十二条の三関係）

現地調査・栽培試験結果報告書
(審査特性の訂正)

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事

下記のとおり、審査特性の訂正に係る現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願年月日 年 月 日
- 3 出願者
氏名又は名称：
住所又は居所：
- 4 代理人
氏名又は名称：
住所又は居所：
- 5 農林水産植物の種類
学名：
和名：
- 6 出願品種の名称
- 7 育成者
氏名：
- 8 調査方法
- 9 現地調査・栽培試験機関名
名称：
住所：

10 現地調査・栽培試験場所名
名称：
住所：

11 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

12 調査の結論
訂正請求があった審査特性は事実と異なると認める []
訂正請求があった審査特性は事実と異なるとは認められない []

13 その他

14 現地調査・栽培試験実施責任者
氏名：

(備考)
品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

1 出願番号 番 号

2 出願者
氏名又は名称：
住所又は居所：

3 農林水産植物の種類
学名：
和名：

4 出願品種の名称

5 審査基準の番号

6 現地調査・栽培試験機関名
名称：
住所：

7 現地調査・栽培試験場所名
名称：
住所：

8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

9 特性表

UPVO 番号	日本番号	形質	特性	階級値	注記
---------	------	----	----	-----	----

10 調査の結論に至った理由
(訂正請求のあった審査特性、本調査で確認された特性及びそれらの相違の有無並びに訂正請求があった審査特性が事実と異なる又はそうではないと判断した理由について記載すること。)

11 添付資料
(1) 写真
(2) その他審査に必要な資料

(備考)
1 9には、訂正請求のあった審査特性に対応する特性のみ記載する。
2 9において、UPVO テストガイドラインでアスタリスク (※) が付されている形質は本表においてもUPVO テストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付す。
3 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。
4 写真は、出願品種の特性が十分確認することができるものであること。

様式第八号（第十四条関係）（平17農水令74・改正、令2農水令83・一部改正）

	品 種 登 録 証
1	登録番号
2	品種登録の年月日
3	農林水産植物の種類及び登録品種の名称
4	育成者権の存続期間
5	育成者権者
	住所又は居所
	氏名又は名称
この品種は、種苗法第18条第1項の規定により品種登録簿に登録されたことを証明する。	
	年 月 日
	農林水産大臣 氏名

様式第八号の二（第十六条第一項関係）

	輸出先国の制限に係る特例届出書
	年 月 日
農林水産大臣 殿	
	出願者
	住所
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
	代理人
	住所
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
種苗法第21条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	農林水産植物の種類
	学 名（ローマ字）： _____
	和 名： _____
2	出願品種の名称 _____
3	輸出する行為の制限に係る事項
	(1) 出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）
	☐ 国を指定しない
	☐ 国を指定する（以下に記載） _____
	(2) 輸出する行為を制限する旨
	☐ 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収獲物を輸出する行為を制限する。

(備考)

3 (1)については、以下のとおり記載する。

(1) 全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「□国を指定しない」に「レ」を付す。

(2) 特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「□国を指定する」に「レ」を付し、国名を記載する。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。

様式第八号の三（第十六条第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第21条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）： _____
和 名： _____
- 2 出願品種の名称 _____
- 3 生産する行為の制限に係る事項
(1) 出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）
□地域を指定する（以下に記載）

(2) (1)による地域の指定と出願品種の産地形成の関係

(3) 生産する行為を制限する旨
□指定地域以外において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

- (備考)
- 1 3 (1)について、特定の地域において、出願品種の種苗を用いることにより得られる収獲物の生産を認める場合には、「☐地域を指定する」に「レ」を付し、地域名を記載する。地域名の記載に当たっては、生産が制限される範囲が明確になるよう、☐県、☐△△県××市などと具体的に記載する。
- 2 3 (2)については、指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等について記載する。

様式第八号の四（第十六条第三項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
(指定国の取消し)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：
和 名：

4 出願品種の名称

5 取消しを求める事項
☐届出に係る指定国の指定の全部を取り消す
☐届出に係る指定国の指定の一部を取り消す（取消しを求める指定国を以下に記載）

様式第八号の五（第十六条第三項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書
(指定地域の取消し)

農林水産大臣 殿

年 月 日

出願者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：
和 名：

4 出願品種の名称

5 取消しを求める事項
☐届出に係る指定地域の指定の一部を取り消す（取消しを求める指定地域を以下に記載）

様式第八号の六（第十六条の三第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
(指定国の追加)

農林水産大臣 殿

年 月 日

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：
和 名：

4 登録品種の名称

5 指定国の追加に係る事項
登録品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）
☐指定国を追加する（以下に記載）

（備考）
登録品種の種苗等の輸出を認める国を追加する場合には、「☐」に「レ」を付し、国名を記載する。ただし、種苗法第 21 条第 2 項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。

様式第八号の七（第十六条の三第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書
(指定地域の追加)

農林水産大臣 殿

年 月 日

届出者
住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代理人
住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第 21 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名 (ローマ字) : _____
和 名 : _____

4 登録品種の名称 _____

5 指定地域の追加に係る事項
(1) 登録品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）
☐ 指定地域を追加する（以下に記載）

(2) (1) による地域の指定と登録品種の産地形成の関係

(備考)

1 5 (1) について、登録品種の種苗を用いることにより得られる収穫物の生産を認める地域を追加する場合には、「□」に「レ」を付し、地域名を記載する。地域名の記載に当たっては、生産が制限される範囲が明確になるよう、○○県、△△県××市などと具体的に記載する。

2 5 (2) については、指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等について記載する。

様式第八号の八（第十六条の三第二項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
(指定国の追加の取消し)

農林水産大臣 殿

年 月 日

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：
和 名：

4 登録品種の名称

5 取消しを求める事項
☐届出に係る指定国の追加の全部を取り消す
☐届出に係る指定国の追加の一部を取り消す（取消しを求める指定国を以下に記載）

様式第八号の九（第十六条の三第二項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書
(指定地域の追加の取消し)

農林水産大臣 殿

年 月 日

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：
和 名：

4 登録品種の名称

5 取消しを求める事項
☐届出に係る指定地域の追加の全部を取り消す
☐届出に係る指定地域の追加の一部を取り消す（取消しを求める指定地域を以下に記載）

様式第八号の十（第十六条の四第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
(届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：
和 名：

4 登録品種の名称

5 輸出先国の制限の届出の取下げに係る事項
☐登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為の制限の届出を取り下げ。

様式第八号の十一（第十六条の四第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書
(届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：
和 名：

4 登録品種の名称

5 生産地域の制限の届出の取下げに係る事項
☐指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為の制限の届出を取り下げる。

様式第八号の十二（第十六条の四第二項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書
(取下げに係る届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：
和 名：

4 登録品種の名称

5 取下げを求める事項
☐輸出先国の制限の届出の取下げに係る届出を取り下げる。

様式第八号の十三（第十六条の四第二項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書
(取下げに係る届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類
学 名（ローマ字）：
和 名：

4 登録品種の名称

5 取下げを求める事項
☐生産地域の制限の届出の取下げに係る届出を取り下げる。

様式第九号（第十八条関係）

裁 定 申 請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第28条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請に係る育成者権者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 2 申請に係る登録品種
品種登録の番号 第 号
農林水産植物の種類
登録品種の名称
- 3 協議の経過
- 4 申請の趣旨
- 5 申請の理由
- 6 その他参考となるべき事項
- 7 添付書類の目録
☐代理人により裁定を求める場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
(備考)
7については、添付書類名の前の「☐」に「レ」を付す。

様式第九号の二（第十八条の二関係）

判 定 申 請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第35条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり判定を求めます。

記

- 1 判定に係る登録品種
品種登録の番号 第 号
農林水産植物の種類
登録品種の名称
- 2 判定の対象となる品種
- 3 請求の理由
- 4 その他参考となる事項
- 5 連絡先
フリガナ
住所又は居所
フリガナ
氏名
（法人にあっては、法人名、担当部署名及び担当者氏名）
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス
- 6 添付書類の目録
☐判定の対象となる品種の植物体の写真
☐代理人により判定を求める場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
☐その他（ ）

- (備考)
- 1 3の請求の理由については、以下のとおり記載する。
- (1) 育成者権者及び専用利用権者（以下「育成者権者等」という。）が、第三者が利用する品種について判定を求める場合には、当該第三者に係る情報、当該品種の入手の経緯等を記載する。
- (2) 育成者権等の侵害を疑われている者が、自己が利用する品種について判定を求める場合には、当該品種の来歴（自己が育成をした場合には育成経過、第三者から取得した場合には取得元等）、育成者権者等から侵害の警告があった事実等について記載する。
- (3) 請求者が、対象となる品種を登録品種の審査特性と対比して、明確に区別されない（あるいは区別される）と考える根拠を、なるべく具体的に記載する。
- 2 6の添付書類の目録については、添付書類名の前の「□」に「レ」を付す。

様式第九号の三（第十八条の三関係）

現地調査・栽培試験結果報告書
(判定)

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事

下記のとおり、判定に係る現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 判定請求の番号 番 号
- 2 判定請求の年月日 年 月 日
- 3 請求者
氏名又は名称：
住所又は居所：
- 4 代理人
氏名又は名称：
住所又は居所：
- 5 農林水産植物の種類
学名：
和名：
- 6 判定の対象となる品種
- 7 調査方法
- 8 現地調査・栽培試験機関名
名称：
住所：
- 9 現地調査・栽培試験場所名
名称：
住所：

10 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

11 調査結果

(1) 区別性の報告

- ① この品種は、
判定に係る登録品種の審査特性と明確に区別することができる []
判定に係る登録品種の審査特性と明確に区別することができない []

② 判定に係る登録品種

品種登録の番号： 番 号
農林水産植物の種類：
登録品種の名称：

(2) 品種特性表

語付のとおり。

12 その他

13 現地調査・栽培試験実施責任者

氏名：

(備考)

品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

1 判定請求の番号 番 号

2 請求者

氏名又は名称：
住所又は居所：

3 農林水産植物の種類

学名：
和名：

4 判定の対象となる品種

5 審査基準の番号

6 現地調査・栽培試験機関名

名称：
住所：

7 現地調査・栽培試験場所名

名称：
住所：

8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

9 特性表

UPOV 番号	日本番号	形質	特性	階級値	注記
---------	------	----	----	-----	----

10 登録品種の審査特性及び相違点

(登録品種の名称、登録品種と相違する形質、登録品種の審査特性及び判定の対象となる品種の特性について記載すること。)

11 添付資料

- (1) 写真
(2) 登録品種の特性表
(3) その他判定に必要な資料

(備考)

- 1 9の特性表において、UPOV テストガイドラインでアスタリスク (*) が付されている形質は本表においても UPOV テストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付すものとする。
2 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。
3 写真は、判定の対象となる品種の特性が十分確認することができるものであること。

様式第九号の四（第十八条の三関係）

手数料納付書
（判定）

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第35条の3第3項で準用する同法第15条の3第1項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 判定請求の番号 第 号
- 2 判定請求の年月日 年 月 日
- 3 判定に係る登録品種
品種登録の番号 第 号
農林水産植物の種類
登録品種の名称
- 4 手数料の通知の日付 年 月 日
- 5 金額
金額 _____円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

様式第十号（第十九条関係）

品 種 登 録 料 納 付 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

納付者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第45条の規定に基づき、登録料を下記のとおり納付します。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 登録品種の名称
- 5 納付年及び金額
納付年 第 年目
金額 _____円
- ☐ 他法律の規定による登録料の特例規定の適用
法律名 _____
確認書の番号 _____
- ☐ 種苗法第45条第7項及び第8項の規定による追納
金額 _____円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

(備考)

1 5については、以下のとおり記載する。

(1) 他法律の規定により登録料の軽減を受けようとする場合には、「□ 他法律の規定による登録料の特例規定の適用」に「レ」を付す。なお、登録料の特例規定がある他法律は次のとおりとなる。

- ・農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第13条第2項
- ・米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第12条第2項
- ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第17条第2項
- ・福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第65条第3項
- ・花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）第13条第2項
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第42条第2項

(2) 種苗法第45条第7項及び第8項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「□ 種苗法第45条第7項及び第8項の規定による追納」に「レ」を付す。なお、(1)により登録料の軽減を受けようとする場合には、当該軽減後の登録料と同額の割増登録料を記載する。

様式第十号の二（第十九条の二関係）

現地調査・栽培試験結果報告書
（登録品種の調査）

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事

下記のとおり、登録品種の現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

1 品種登録の番号 番 号

2 農林水産植物の種類
学名：
和名：

3 登録品種の名称

4 調査方法

5 現地調査・栽培試験機関名
名称：
住所：

6 現地調査・栽培試験場所名
名称：
住所：

7 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

8 調査の結論
登録品種の特性が保持されている []
登録品種の特性が保持されていない []

9 その他

10 現地調査・栽培試験実施責任者
氏名：

(備考)
品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

1 品種登録の番号

番 号

2 農林水産植物の種類

学名:

和名:

3 登録品種の名称

4 審査基準の番号

5 現地調査・栽培試験機関名

名称:

住所:

6 現地調査・栽培試験場所名

名称:

住所:

7 現地調査・栽培試験期間

年 月 日 ~ 年 月 日

8 特性表

UPOV 番号	日本番号	形質	特性	階級値	注記
---------	------	----	----	-----	----

9 調査の結論に至った理由

(品種登録簿に記載された登録品種の審査特性と異なる特性等、登録品種の特性が保持されている又は保持されていないと判断した理由について記載すること。)

10 添付資料

(1) 写真

(2) その他判定に必要な資料

(備考)

1 8の特性表において、UPOV テストガイドラインでアスタリスク(*)が付されている形質は本表においても UPOV テストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付すものとする。

2 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。

3 写真は、登録品種の特性が十分確認することができるものであること。

別記様式第十号の三(第二十一条の二関係)



様式第十号の三(第二十一条の二関係)

別記様式第十号の四（第二十一条の二関係）



別記様式第十号の五（第二十一条の二関係）



別記様式第十号の六（第二十一条の二関係）



様式第十一号（第二十二条関係）（平19農水命79・令2農水命83・一部改正）

種 苗 業 者 届 出 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第58条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1

住所

2

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

3

取り扱う指定種苗の種別

4

営業所の所在地

様式第十二号（第二十四条関係）

		様式第十二号（第二十四条関係） （令）昭和三十三年三月三十一日、金融	
零 真		第 号 年 月 日交付	

| 生 年 月 日 姓 名 職 務 | | | | --- | --- | | の 提 出 使 用 者 印 鑑 欄 の 身 分 証 明 書 | | | |
[illegible]

(備考) 中央点線の所から二つ折りとすること。

第 五 年 月 日 發行	享 賓 氏 職 生 年 月 日 名 名 名 の 抱 身 定 分 産 理 部 書 長 書 員
-----------------------------	--

[illegible]

(備考) 中央点線の所から二ノ折りとすること。

様式第十四号（第二十六条関係）（平成農水令16・全改、令2農水令83・一部改正）
指定種苗検査結果報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事（種苗管理担当）
又は
独立行政法人家畜改良センター
理事長
種苗法第43条第3項の規定に基づき、下記のとおり指定種苗の検査結果を報告します。

記

第1 指定種苗の表示に関する検査結果（種苗法第59条関係）

1 種苗表示検査結果（総括表）

指定種苗の区分	検査点数	検査結果内訳		
		完全表示	不完全表示	無表示
合 計				

注1：指定種苗の区分欄には、「野菜」、「工芸農作物」等と記入する。
注2：苗については、（ ）内に内数で記入する。

2 種苗表示検査結果

検査対象 種苗業者 氏名又は住所 は名称	表 示 事 項 等										備 考
	種 品 類 種	検査 項目	表示され ている種 苗業者 氏名又は住所 は名称	生 産 地	種 子 数	発芽率（％） 表示検査 発芽率	採種年 月又は 有効期限 発芽率	有効成分 分名	使用農薬 回数		

注1：「2 種苗表示検査結果」は、店頭表示検査において不完全表示又は無表示であった種苗及び集取をした種苗についてののみ記入する。
注2：種子については、検査対象種苗業者欄から種子の表示発芽率欄まで（品種の検査項目欄を除く。）には表示されている事項を、検査発芽率欄には検査結果の数字を記入する。採種年月又は有効期限欄から使用農薬の使用回数欄

までには、適正な表示である場合にあっては「適」、表示の不備等がある場合にあっては「否」を記入する。

注3：検査対象種苗業者及び表示されている種苗業者の住所欄には、都道府県名のみを記入する。

注4：検査対象種苗業者と表示されている種苗業者が同じである場合には、表示されている種苗業者の氏名又は名称欄及び住所欄に「同左」と記入する。

注5：品種の検査項目の欄には、飼料作物の種子に係る表示内容検査の基準を満たす場合にあっては「適」を、当該基準を満たさない場合にあってはその検査項目名を記入する。ただし、検査の対象とならない品種については、「―」を記入する。

注6：店頭表示検査において不完全表示又は無表示であった種苗は、該当欄（使用農薬欄を除く。）に「否」を記入する。

注7：使用農薬欄には、適正な表示（農薬を使用していない場合において、表示がない場合を含む。）である場合にあっては「適」を、不完全な表示である場合にあっては「否」を記入する。「否」を記入した場合にあっては、その内容を備考欄に記入する。

注8：備考欄には、種苗業者に対して改善報告を求めた内容その他特記すべき事項を記入する。

第2 指定種苗の生産等に関する基準に係る検査結果（種苗法第61条関係）

検査対象 種苗業者 氏名又は住所 は名称	種 品 類 種	品種の純 度	種子伝染性 病害	純潔 種子率	発芽率	含水 量	遺伝子組換え 種子の有無	備 考
		品種異株の 混入率 異常（％）	病害名 罹病率 （％）	純潔 種子率 （％）			検査した遺伝子 組換えの有無 種子の品種無 の名称	

注1：検査対象種苗業者の住所欄には、都道府県名のみを記入する。
注2：純潔種子率欄、発芽率欄及び含水量欄には、検査値が種苗法第61条に基づき定められた基準値を満たしている場合にあっては「適」を、基準値を満たしていない場合にあっては「否」を記入する。
注3：種子伝染性病害欄には、検査した病害名及びその罹病率を記入する。
注4：遺伝子組換え種子の混入の有無欄には、検査した遺伝子組換え種子の品種の名称及びその混入の有無を記入する。
注5：備考欄には、種苗業者に対して改善報告を求めた内容その他特記すべき事項を記入する。